

えびの市子どもの貧困対策推進計画 【案】

**平成 29 年 2 月
え び の 市**

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 子どもの貧困対策に関する国の動向	1
3 子どもの貧困対策に関する宮崎県の動向	3
4 子どもの貧困対策における取組の視点	4
5 計画の期間	5
6 計画策定に向けた取組	5
第2章 本市の子どもを取り巻く現状	7
1 人口の推移・推計	7
2 18歳未満のいる世帯の総収入状況	8
3 生活保護受給者の推移	9
4 18歳未満の生活保護受給者数の推移	9
5 ひとり親世帯の推移	10
6 児童扶養手当受給者の推移	10
7 保育料減免の状況	11
8 就学援助認定者数・認定率の推移	11
9 えびの市奨学金制度の利用状況	12
10 放課後児童クラブの状況	12
1 1 家庭相談員相談受付件数の推移	13
1 2 地域活動の状況	13
1 3 世代間交流事業の実施状況	13
1 4 本市のボランティア団体・NPO法人の状況	14
第3章 支援ニーズと地域資源の状況	15
第1節 支援ニーズの状況	15
1 未就学児・小中学生保護者向け調査の概要	15
2 民生委員・児童委員用調査	27
3 保育園等用調査	29
4 学校用調査	32
第2節 地域資源の状況	35
1 市民団体用調査	35
2 地域運営協議会・企業ヒアリング調査	38

第4章 アンケート調査・ヒアリング調査総括	39
1 調査結果のまとめ	39
2 子どもの貧困対策推進に向けた方向性	42
第5章 基本理念・基本方針	43
1 基本理念.....	43
2 基本方針.....	43
3 施策の体系	44
第6章 施策の展開.....	45
基本方針1 支援ネットワーク体制づくり	45
基本方針2 健康・生活への支援.....	48
基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援	50
第7章 計画の推進に向けて	53
1 計画の推進体制.....	53
2 計画の進行管理.....	53
第8章 資料編.....	55
1 「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の設定	55

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%にのぼり、およそ6人に1人の子どもたちが、貧困の状態にあると推計されるなど、子どもたちは、生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、本人の努力の及ばない中で、その有為な将来が閉ざされてしまいかねない大変厳しい状況にあります。

経済的に困窮している子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない状況等があります。本市においても、保育料の免除や減額、就学援助（経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品代や給食費などの援助を行う制度）、児童扶養手当、生活保護などの公的な支援が行われています。

すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、それぞれの強みを発揮し、協働により支援が行えるよう支援体制を整備することを目的として「えびの市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

2 子どもの貧困対策に関する国の動向

（1）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月施行）】

【目的】

貧困の状況の子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進する。

【概念】

子どもの貧困対策は、

- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために推進されなければならない。
- ・ 国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、総合的に行わなければならない。

(2)「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、「政府は子どもの貧困を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（第8条第1項）とされていることから、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」をまとめ、平成26年8月29日に閣議決定されました。

大綱では、子どもの貧困に関する25の指標を設定しており、この指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者の就労に関する支援、④経済的支援の具体的内容を明示しています。

【子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）】

【基本的な方針】

1. 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2. 第一に子供に視点を置いて、切れ目ない施策の実施等に配慮する。
3. 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4. 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
5. 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6. 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7. 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8. 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9. 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10. 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

【重点施策】

○教育の支援

「学校」をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進、教育費負担の軽減など

○生活の支援

保護者の生活支援、子供の生活支援、関係機関が連携した支援体制の整備など

○保護者の就労支援

ひとり親家庭の親の就業支援、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援など

○経済的支援

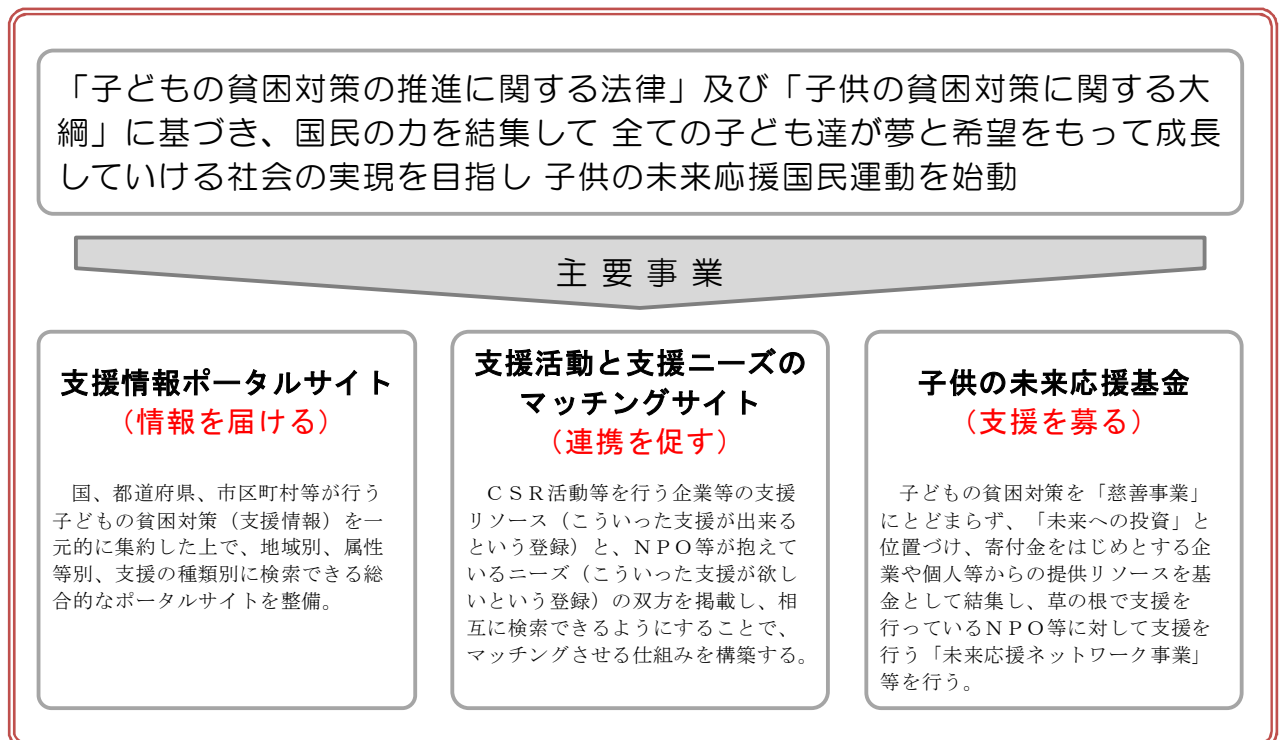
児童扶養手当と公的年金の併給調整の見直し、ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究など

(3) 「子供の未来応援国民運動」の始動

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国民の力を結集して全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、平成27年10月1日に「子供の未来応援国民運動」が始動しました。

この運動の主要な事業として、「支援情報ポータルサイトの開設」、「支援活動と支援ニーズのマッチングサイトの開設」、「子供の未来応援基金の創設」などがあります。

【子供の未来応援国民運動（平成27年10月1日始動）】



3 子どもの貧困対策に関する宮崎県の動向

宮崎県では平成28年3月に、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す」を基本理念とする「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、4つの柱（「保護者に対する生活・就労支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」）に基づき、子どもの貧困に関する様々な施策・取組が図られています。

4 子どもの貧困対策における取組の視点

困難を抱えている可能性のある子どもや家庭の実態は、見えにくく捉えづらい状況にあります。また、支援が必要な状況にもかかわらず、経済的・福祉的な支援制度を望まない家庭や、何らかの事情で支援制度の適用条件にあてはまらない所得の低い家庭、身近な相談者がいないなどの社会的孤立により支援情報が届いていない家庭があります。

制度の利用に関わらず、困難を抱えている子ども・家庭を、様々な場面で可能な限り早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことも、子どもの貧困対策として位置付けていく必要があります。

様々な接点や方策で必要な情報を届ける工夫や、妊娠・出産・乳幼児期においては、妊娠届出時や乳児家庭訪問時、乳幼児健診等の母子保健の取組や地域の子育て支援の場面、保育園、幼稚園等での様子、学齢期にあつては、学校生活での気づきなどにより、支援対象となる子どもや家庭に「気づく」体制を整えます。

（１）「気づき・つなぎ・見守る」体制づくり

家庭の経済的困窮等により支援を必要としている子どもたちの実態は、見えにくく、捉えづらい状況にあります。困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、地域で見守り、専門機関につなげる体制づくりを推進します。

（２）子どもが自立に至るまでの「切れ目のない支援」

子どもたちの成長には、一人ひとりの成長段階に応じた支援が重要です。

様々なストレスを抱えやすい妊娠・出産期から保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、子どもたちの健やかな成長のために切れ目のない支援でつなぎます。

（３）「貧困の連鎖を断ち切る」ための多面的な支援

経済的に困窮している家庭の子どもたちは、成長過程で必要となる学びや体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況があります。

子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、市民・関係団体・関係機関・行政等が積極的に連携し、多面的な支援を行います。

5 計画の期間

本計画の期間は平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

なお、法・大綱の見直しの動向を踏まえ、各施策の実施状況及び成果を見極めたうえで、必要に応じ計画を見直すことにより、平成33年度以降も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

6 計画策定に向けた取組

(1) 計画の検討

本計画策定にあたっては、庁内策定体制として「子どもの貧困対策推進計画策定庁内検討会」を設置するとともに、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「子どもの貧困対策推進計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

(2) 支援ニーズ・地域資源の把握

本市の子どもの貧困対策推進に係る支援ニーズ・地域資源を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。調査実施状況は次のとおりです。

① 支援ニーズの把握

調査内容	回答状況
中学生までの子どもを持つ保護者アンケート調査	932人
民生委員児童委員アンケート調査	55人
市内小学校・中学校・高等学校アンケート調査	全10校
市内小学校・中学校・高等学校ヒアリング調査	全10校
市内保育園・幼稚園・認定こども園アンケート調査	全10園
市内保育園・幼稚園・認定こども園ヒアリング調査	全10園

② 地域資源の把握

調査内容	回答状況
市民活動団体アンケート調査	36団体
商工会ヒアリング調査	1団体
企業ヒアリング調査	2企業
地域運営協議会ヒアリング調査	2団体

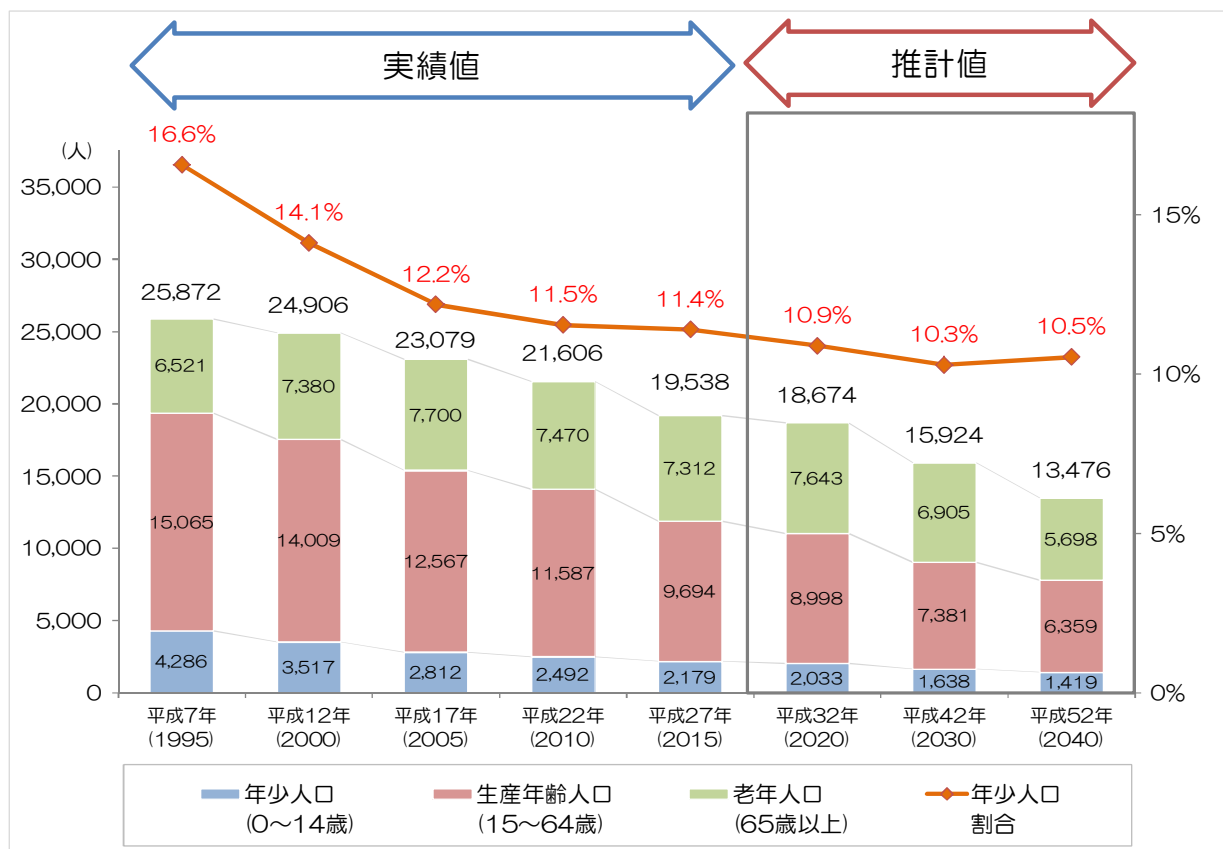
第2章 本市の子どもを取り巻く現状

1 人口の推移・推計

国勢調査によると、平成27年の総人口は19,538人、そのうち年少人口（0歳～14歳）は2,179人で、総人口に占める年少人口の割合は11.4%となっています。

年少人口について、平成7年と比較すると2,107人の減少（平成7年4,286人から平成27年2,179人）、総人口に占める年少人口の割合は5.2ポイント（平成7年16.6%から平成27年11.4%）低くなっています。

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)
総人口	25,872	24,906	23,079	21,606	19,538	18,674	15,924	13,476
年少人口（0～14歳）	4,286	3,517	2,812	2,492	2,179	2,033	1,638	1,419
構成比	16.6%	14.1%	12.2%	11.5%	11.4%	10.9%	10.3%	10.5%
生産年齢人口（15～64歳）	15,065	14,009	12,567	11,587	9,694	8,998	7,381	6,359
構成比	58.2%	56.2%	54.5%	53.6%	50.5%	48.2%	46.4%	47.2%
老年人口（65歳以上）	6,521	7,380	7,700	7,470	7,312	7,643	6,905	5,698
構成比	25.2%	29.6%	33.4%	34.6%	38.1%	40.9%	43.4%	42.3%

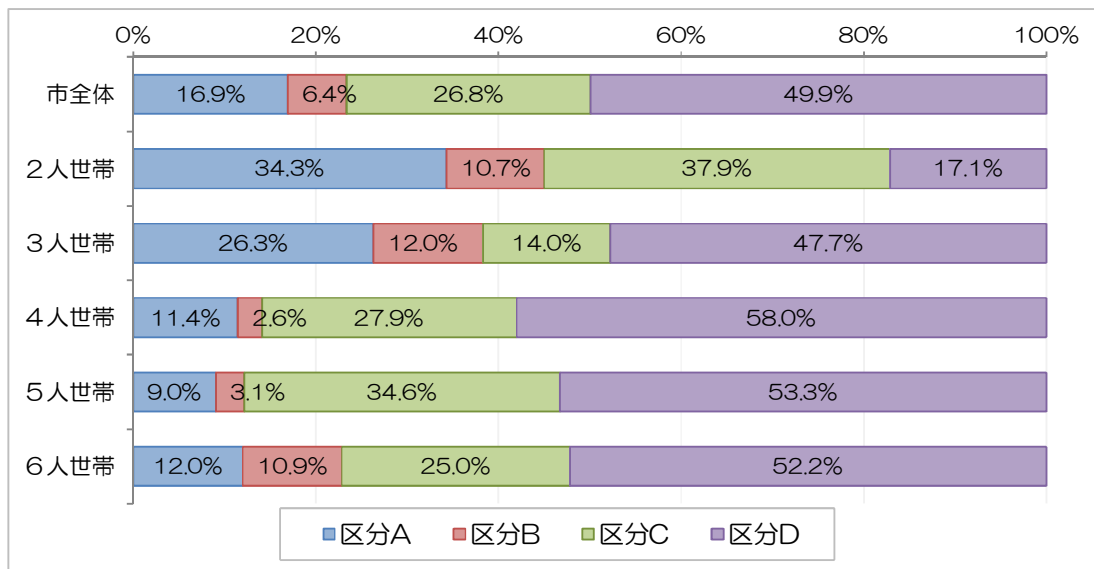


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、社人研推計（平成32年～）

2 18歳未満のいる世帯の総収入状況

平成27年の18歳未満のいる世帯の総収入の状況を市全体でみると、区分Aが16.9%、区分Bが6.4%、区分Cが26.8%、区分Dが49.9%となっています。

世帯人員数別にみると、2人世帯及び3人世帯で区分Aの割合が特に高くなっています。

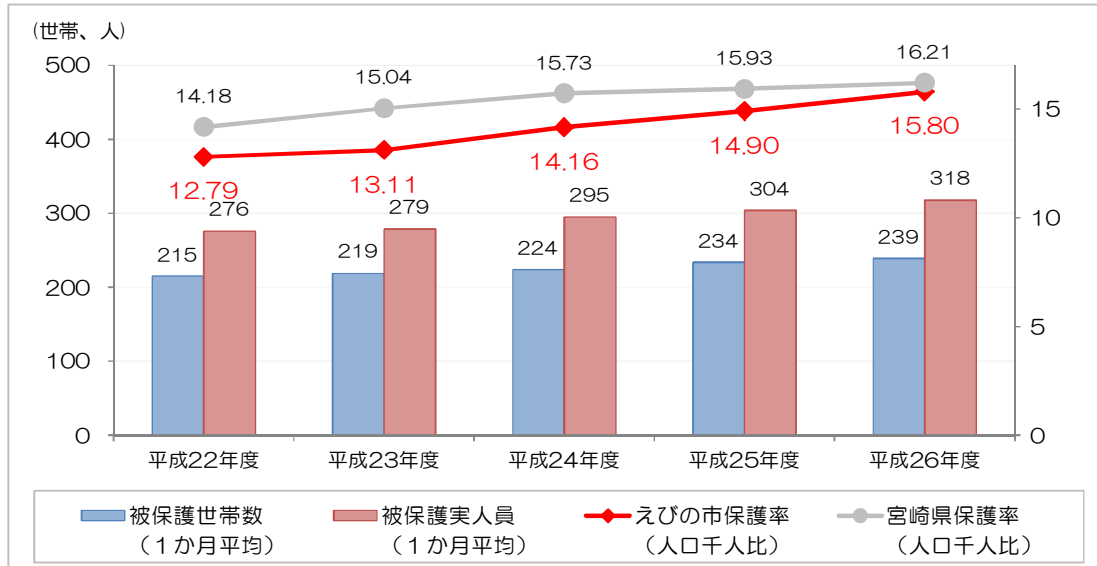


世帯人員数	区分 A	区分 B	区分 C	区分 D
2人世帯	145 万円未満	145 万～175 万円未満	175 万～350 万円未満	350 万円以上
3人世帯	215 万円未満	215 万～320 万円未満	320 万～420 万円未満	420 万円以上
4人世帯	245 万円未満	245 万～270 万円未満	270 万～490 万円未満	490 万円以上
5人世帯	275 万円未満	275 万～315 万円未満	315 万～550 万円未満	550 万円以上
6人世帯	300 万円未満	300 万～390 万円未満	390 万～600 万円未満	600 万円以上

出典：えびの市税務課資料（児童手当、児童扶養手当等の手当は収入の中には含まれていません）

3 生活保護受給者の推移

平成26年度の被保護世帯数は239世帯、被保護実人数は318人となっています。
また、保護率（人口千人比）は15.80となっており、年々上昇傾向にあります。



出典：宮崎県統計年鑑

4 18歳未満の生活保護受給者数の推移

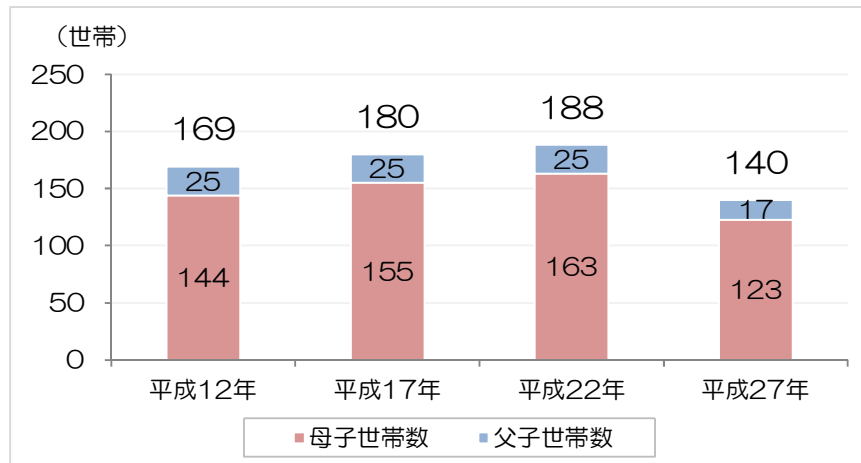
平成27年度の18歳未満の生活保護受給者数は27人となっており、増加傾向にあります。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
18歳未満 受給者数	19人	24人	24人	24人	27人

出典：えびの市資料

5 ひとり親世帯の推移

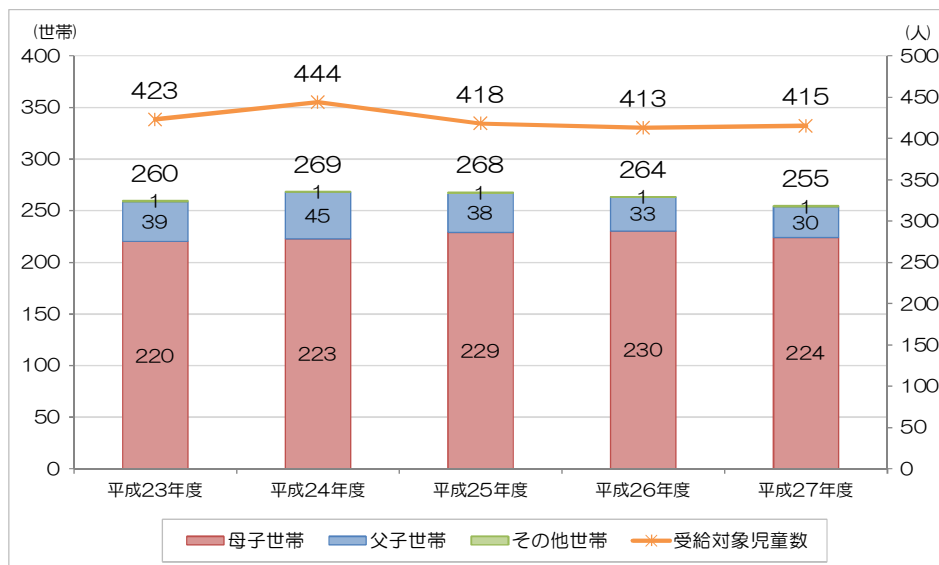
平成 27 年のひとり親世帯数は 140 世帯（うち母子世帯 123 世帯、父子世帯 17 世帯）となっており、平成 22 年と比較して 48 世帯の減少となっています。



出典：国勢調査

6 児童扶養手当受給者の推移

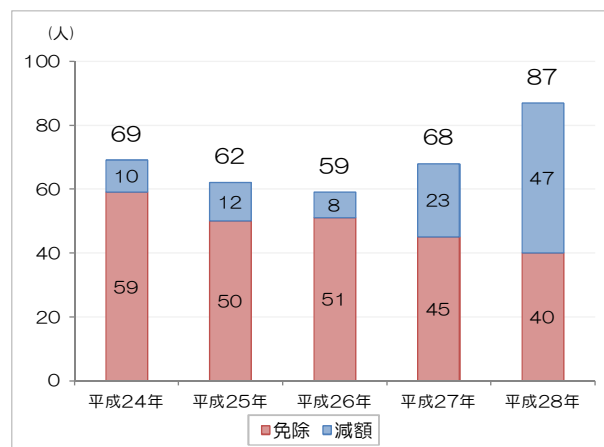
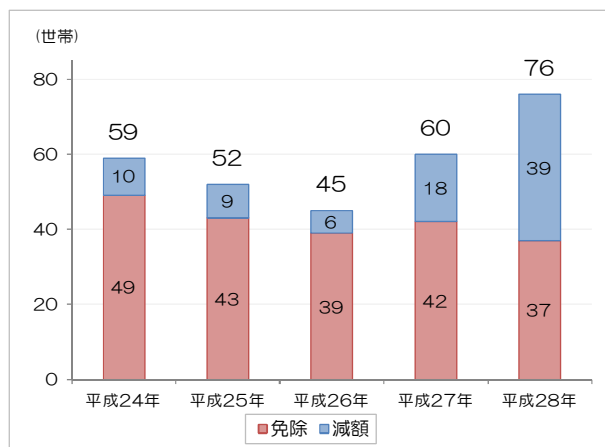
本市全体の平成 27 年度の児童扶養手当受給対象児童数は 415 人、対象世帯数は 255 世帯となっています。



出典：えびの市資料

7 保育料減免の状況

本市の保育料減免については、平成28年で76世帯（うち免除37世帯、減額39世帯）、87人（うち免除40人、減額47人）となっています。



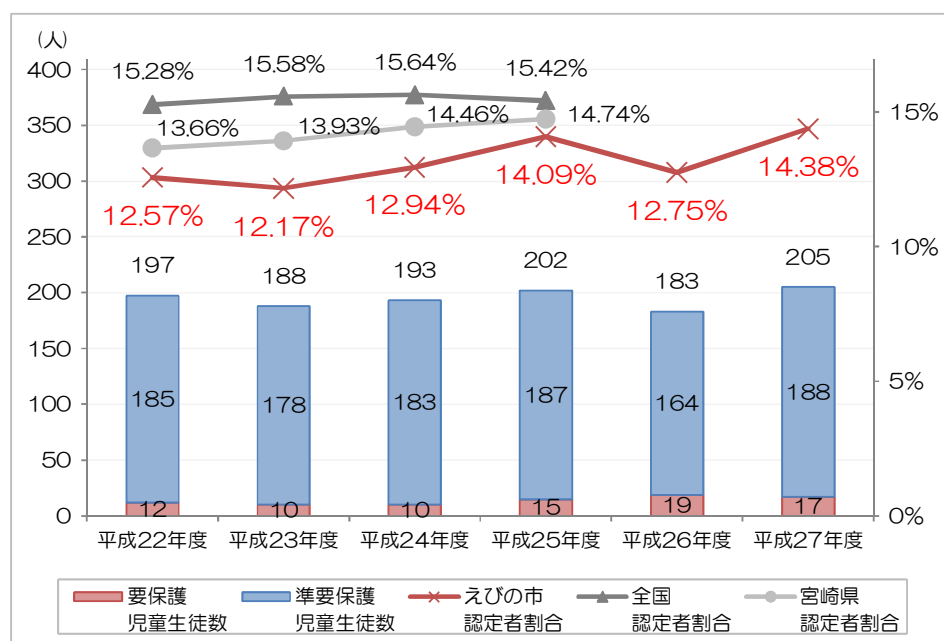
出典：えびの市資料（各年4月1日現在）

※ 平成27年から、幼稚園が認定こども園に移行したことに伴い、保育園入園者が増加したため、保育料減免対象世帯が増加しています。

8 就学援助認定者数・認定率の推移

本市全体の平成27年度の就学援助認定者は205人、全児童生徒に対する認定者割合は14.38%となっています。

認定者割合については、全国・宮崎県と比較して低い水準で推移していますが、上昇傾向にあります。



出典：国・宮崎県…就学援助実施状況等調査、えびの市…えびの市資料

9 えびの市奨学金制度の利用状況

平成27年度のえびの市奨学金制度の新規利用人数は4人となっています。

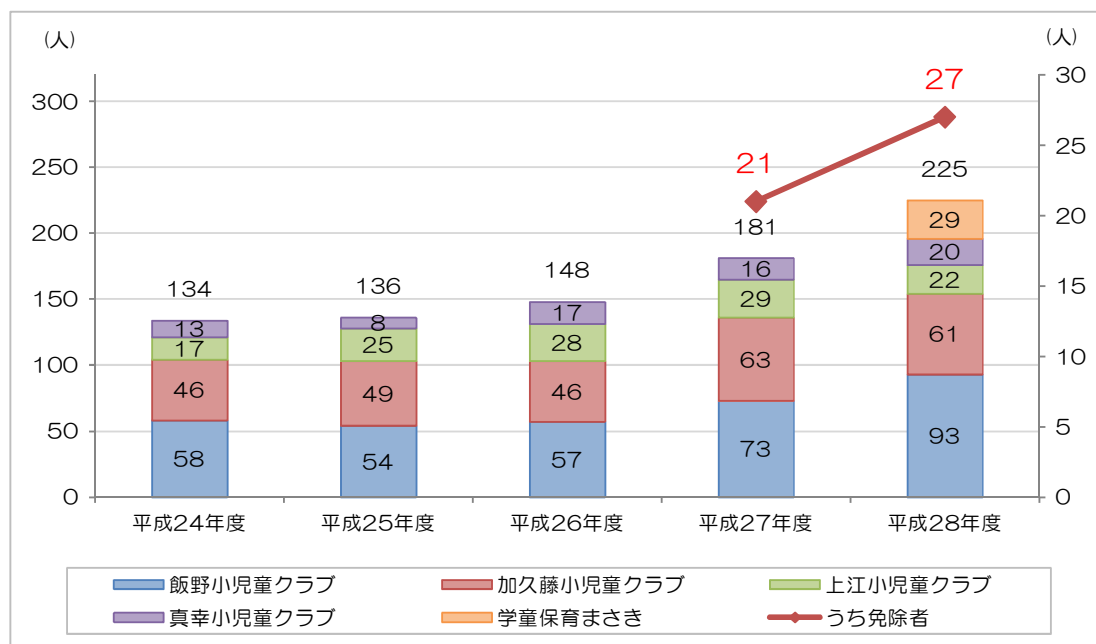
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
新規 利用人数	6人	4人	7人	8人	10人	7人	4人

出典：えびの市資料

10 放課後児童クラブの状況

平成28年度（9月末）での放課後児童クラブの利用実人数は225人となっており、年々増加傾向にあります。

また、平成27年度から児童クラブ利用料免除制度を設けていますが、平成28年度の免除者は27人、全利用実人数に占める割合は12.0%となっています。



出典：えびの市資料

11 家庭相談員相談受付件数の推移

家庭相談員相談受付件数は増加傾向にあり、平成 27 年度 155 件で、平成 21 年度の約 2 倍となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数	78 件	112 件	113 件	103 件	117 件	145 件	155 件

出典：えびの市資料

12 地域活動の状況

平成 27 年度の子ども会の団体数は 45 団体、会員数は 956 人、スポーツ少年団の団体数は 19 団体、会員数は 253 人となっています。

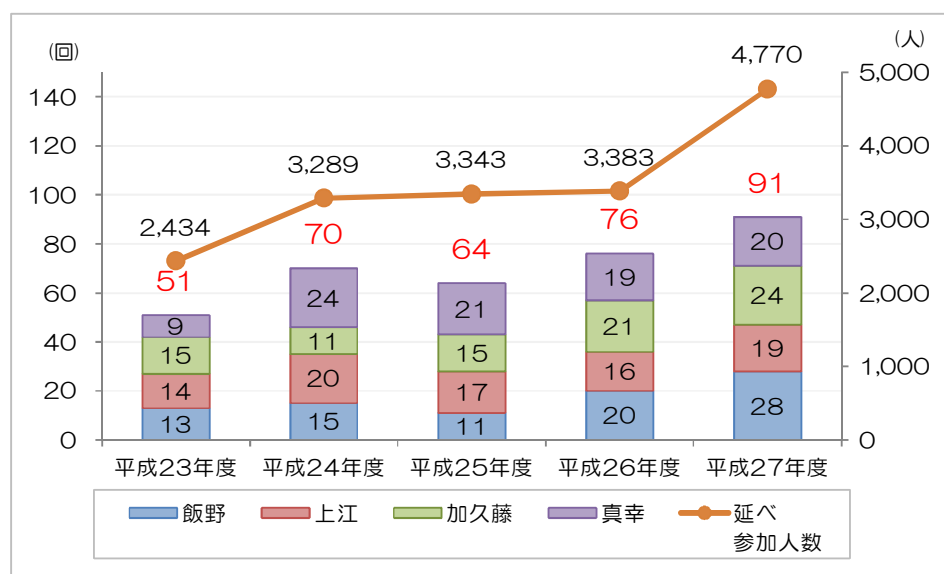
(単位：団体、人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
子ども会	団体数	50	51	49	51	50	45	45
	会員数	1,211	1,143	1,132	1,113	1,091	1,016	956
スポーツ少年団	団体数	16	17	16	17	17	18	19
	会員数	291	257	267	262	231	239	253

出典：えびの市資料

13 世代間交流事業の実施状況

本市の世代間交流事業の実施は、実施回数・延べ参加人数ともに増加傾向にあり、平成 27 年度は、実施回数 91 回、延べ参加人数 4,770 人となっています。



出典：えびの市資料

14 本市のボランティア団体・NPO法人の状況

(1) ボランティア団体

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
個 人		231	231	246	247	240
団体ボランティア (ボランティア活動を 主目的としている団体)	団 体	69	70	77	73	73
	所属人数	1,951	1,827	1,979	2,024	1,920

出典：えびの市社会福祉協議会資料（各年6月1日現在）

(2) NPO法人

	平成 14 年度	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
新規設立 法人数	1 法人	2 法人	3 法人	1 法人	2 法人

出典：えびの市資料

第3章 支援ニーズと地域資源の状況

第1節 支援ニーズの状況

1 未就学児・小中学生保護者向け調査の概要

(1) 調査実施要領

① 調査実施時期

平成28年10月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本市在住の未就学児のいる保護者及び小中学生のいる保護者を対象に、未就学児のいる保護者については保育園等を通じて、小中学生のいる保護者については、学校を通じて配布・回収を行いました。

なお、中学生までの子どもが複数いる家庭については、一番年齢が上の子どもを対象としました。

③ 配布数・回答数

調査対象世帯数	未就学児保護者 有効回答数	小中学生保護者 有効回答数	有効回答数合計	有効回答率
1,164	215	717	932	80.1%

④ ＊本市の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の設定

国の「国民生活基礎調査」及び山形大学、戸室健作氏の「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」及び2014年「被保護者調査」を基に、世帯人員数別に次のとおりに設定しました。

世帯人員数	国の貧困線	経済的に困窮していると思われる世帯収入	
		宮崎県	えびの市
2人	173万円	163万円未満	146万円未満
3人	211万円	241万円未満	215万円未満
4人	244万円	300万円未満	271万円未満
5人	273万円	372万円未満	314万円未満
6人	299万円	－	391万円未満

※ 本市の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の算出方法は、資料編55ページに記載しています。

⑤ 本調査の分類別回答数

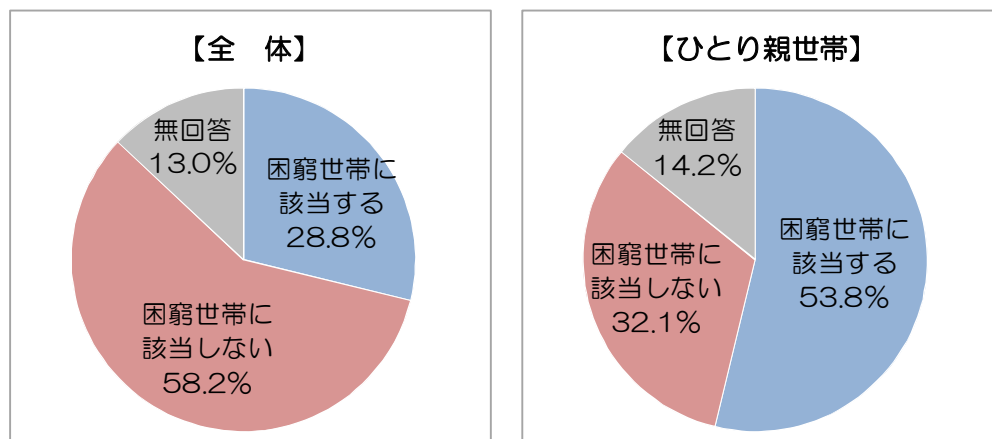
	全体数	経済的に困窮していると思われる世帯	ひとり親世帯	
			うち父子世帯	うち母子世帯
未就学児用調査	215	58	2	17
小中学生用調査	717	206	6	84
合 計	932	264	8	101

(2) 調査結果(抜粋)

① 経済的状況について

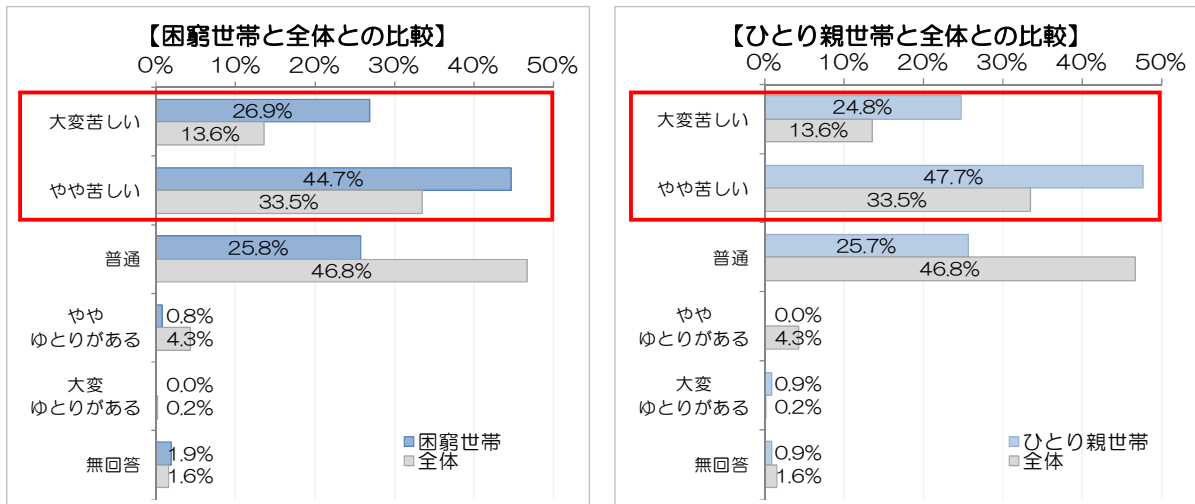
問1 あなたの世帯の昨年1年間の手取り収入はおよそいくらになりますか。

経済的に困窮していると思われる世帯（以下、「困窮世帯」という）は、全体で28.8%、ひとり親世帯では53.8%となっています。



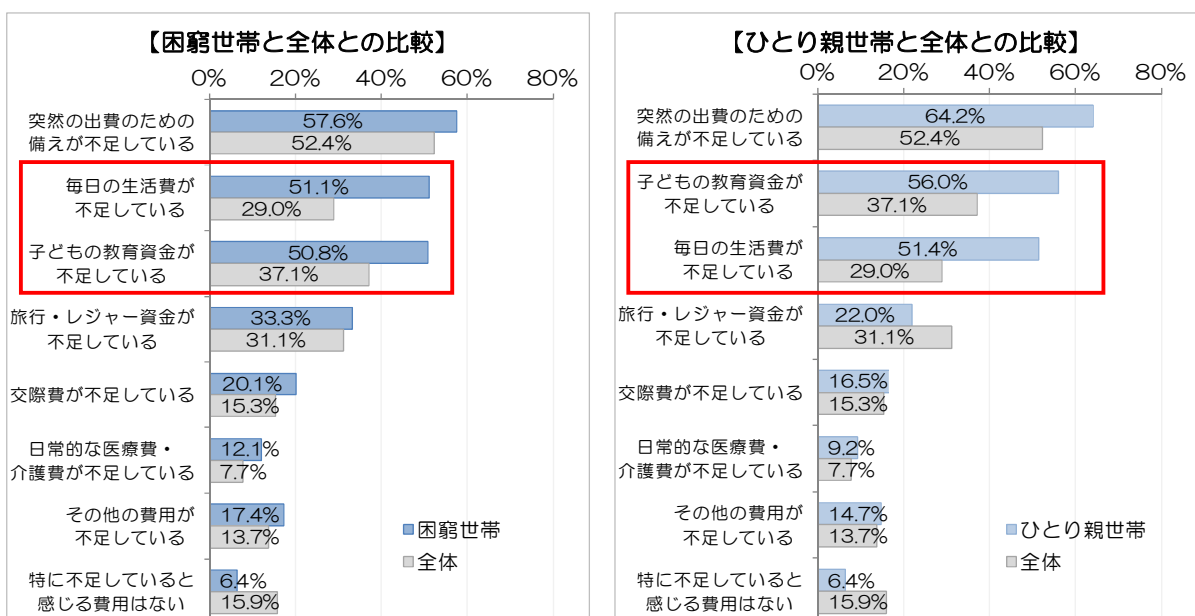
問2 現在のあなたのご家庭の暮らしを総合的にみて、どう感じていますか。（1つに○）

困窮世帯、ひとり親世帯の約7割が、経済的に苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と回答しています。



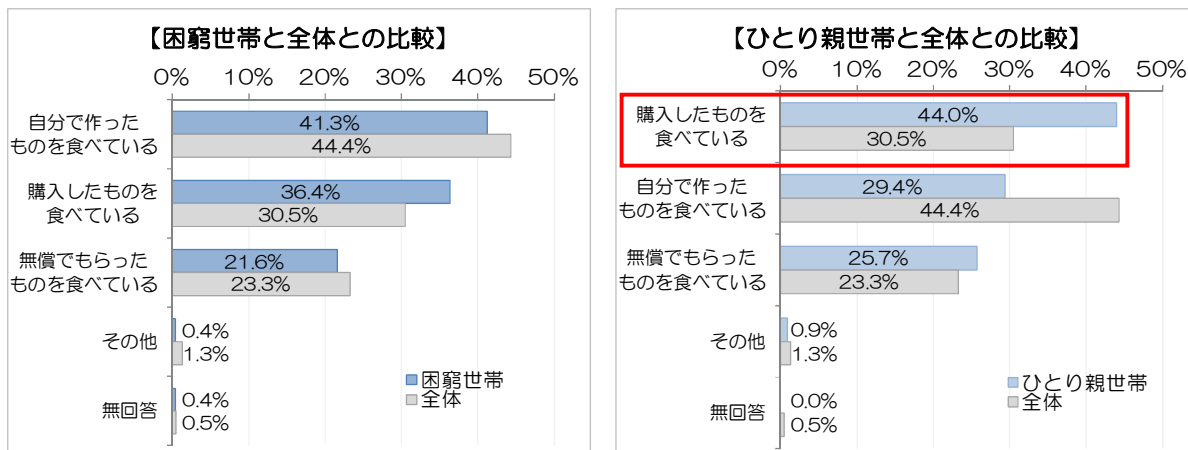
問3 あなたのご家庭では、毎日の生活の上で次のようなことがあてはまりますか。（あてはまるものすべてに○）

困窮世帯、ひとり親世帯ともに全体より割合が特に高い項目は、「子どもの教育資金が不足している」（困窮世帯 50.8%、ひとり親 56.0%）、「毎日の生活費が不足している」（困窮世帯 51.1%、ひとり親世帯 51.4%）となっています。



問4 ご自宅用の主食であるお米は主にどうされていますか。（1つに○）

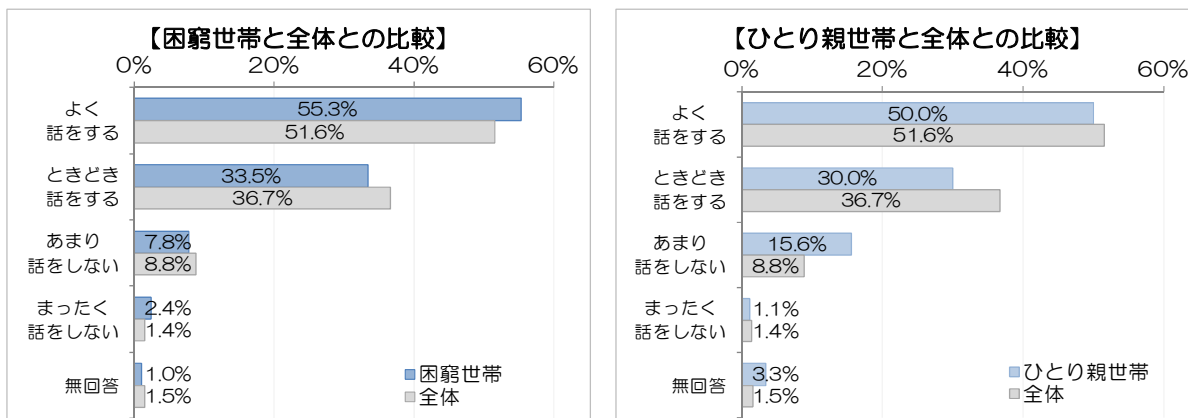
ひとり親世帯で「購入したものを食べている」と回答した割合（44.0%）が、全体（30.5%）に比べて13.5ポイント高くなっています。



② 子育て等について(問5、問6は小中学生保護者用調査結果)

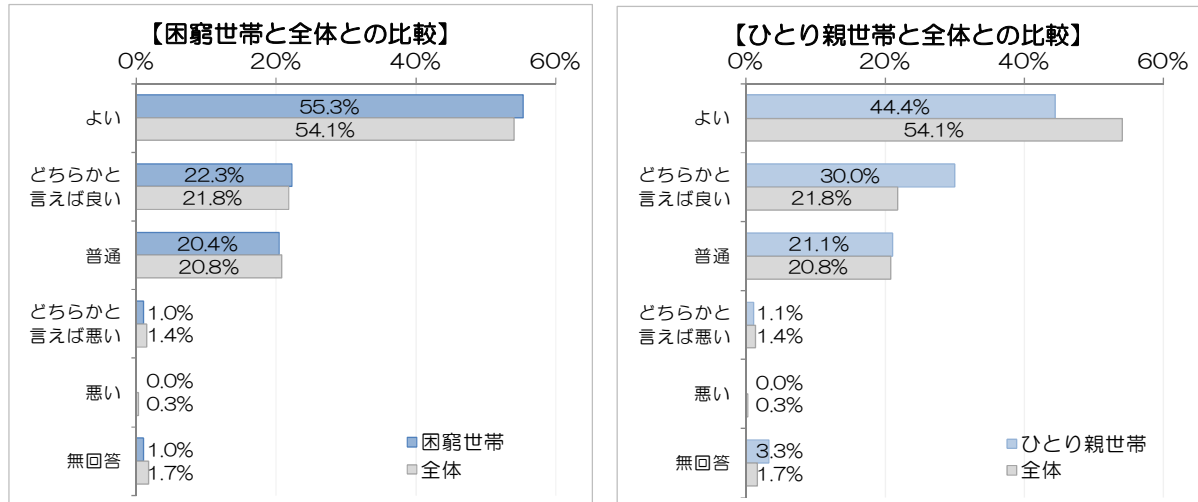
問5 お子さんは学校や友達のことを、家でよく話しますか。（1つに○）

困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。



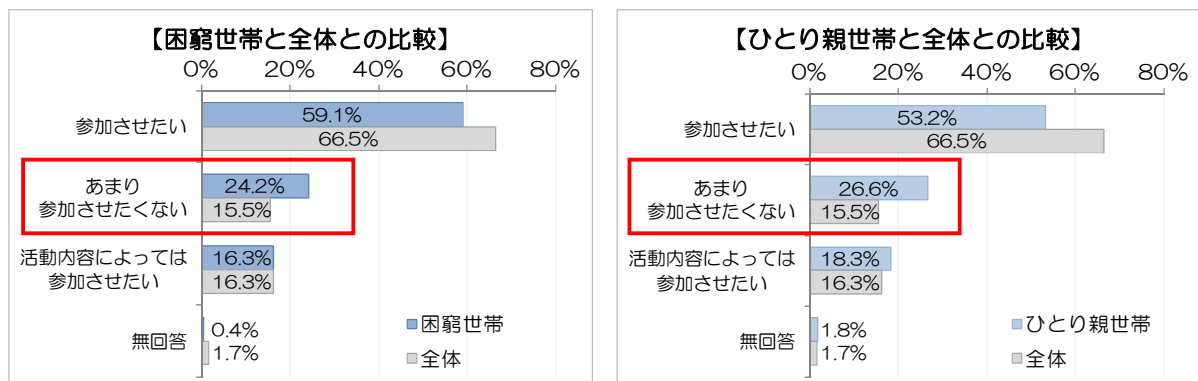
問6 あなたとお子さんの関係をうかがいます。（1つに○）

困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。



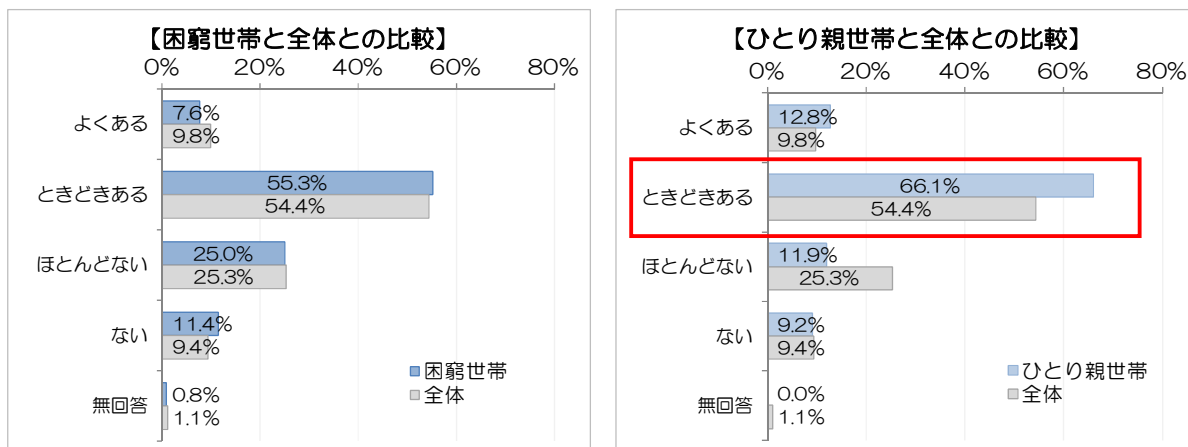
問7 お子さんを地域（自治会・子ども育成会など）活動に参加させたいと思いますか。（1つに○）

全体と比較して、困窮世帯・ひとり親世帯ともに、「あまり参加させたくない」と回答した割合が高くなっています。



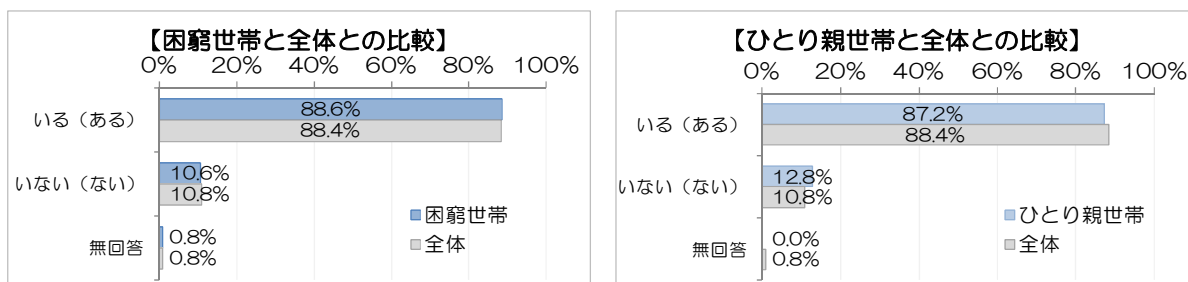
問8 子育てでどうしていいかわからなくなることがありますか。（1つに○）

全体と比較して、ひとり親世帯で「ときどきある」と回答した割合が高くなっています。



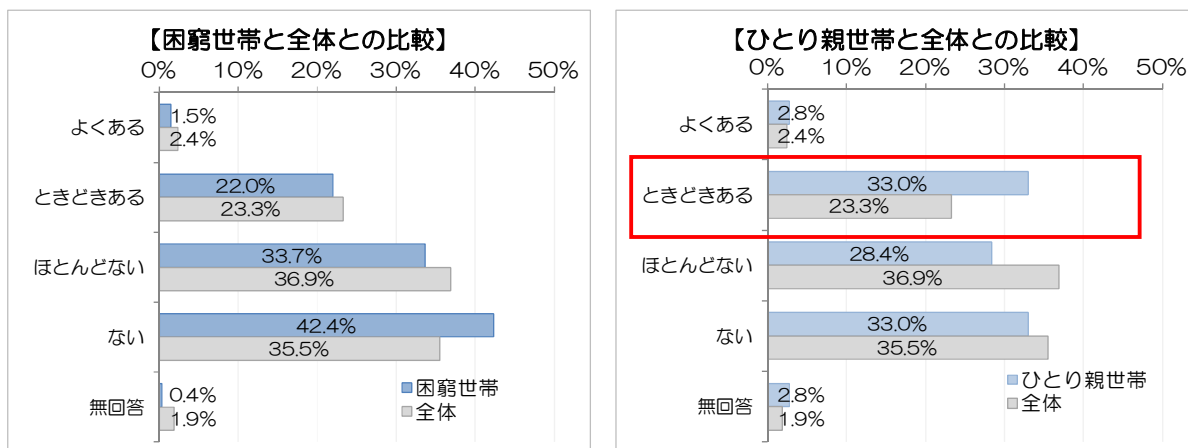
問9 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）

困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。



問10 お子さんの世話をしたくない時がありますか。（1つに○）

全体と比較して、ひとり親世帯で「ときどきある」と回答した割合が高くなっています。

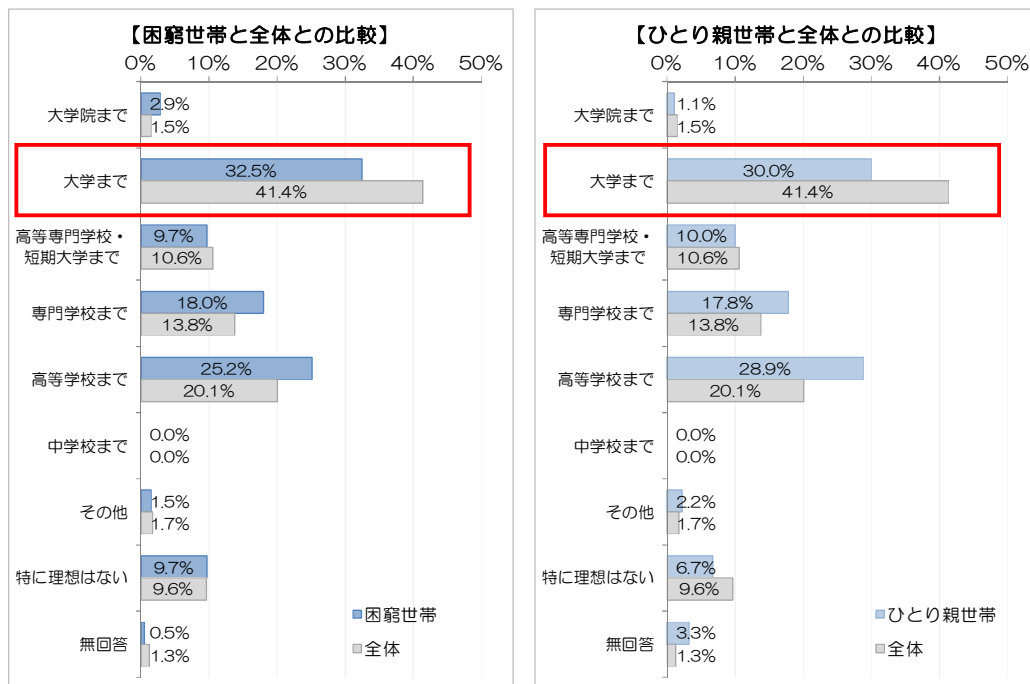


③ 子どもの将来について(小中学生保護者用調査結果)

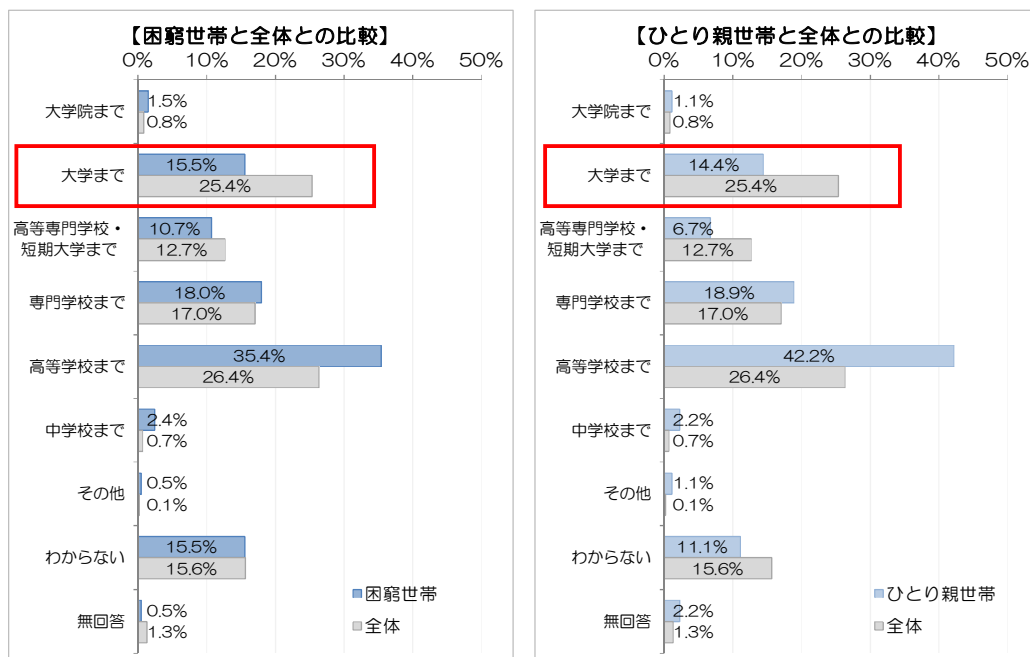
問 11 あなたは、お子さんに、理想的には、どの段階の学校まで進んでほしいと思いますか。また、現実的には、どの段階まで進むと思いますか。

全体と比較して、理想・現実とも子どもの進路として「大学まで」と回答した割合が、困窮世帯・ひとり親世帯ともに低くなっています。

【理想】

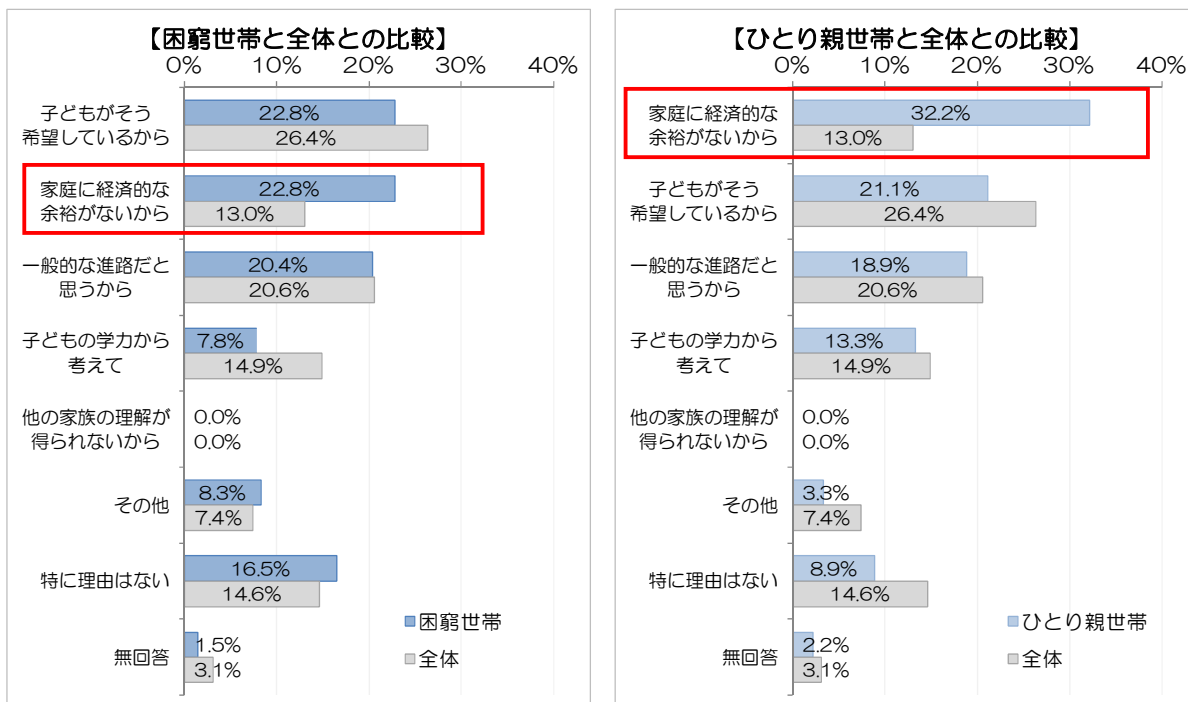


【現実】



問12 あなたが将来的な子どもの進路として、そのように回答した理由は何ですか。
(1つに○)

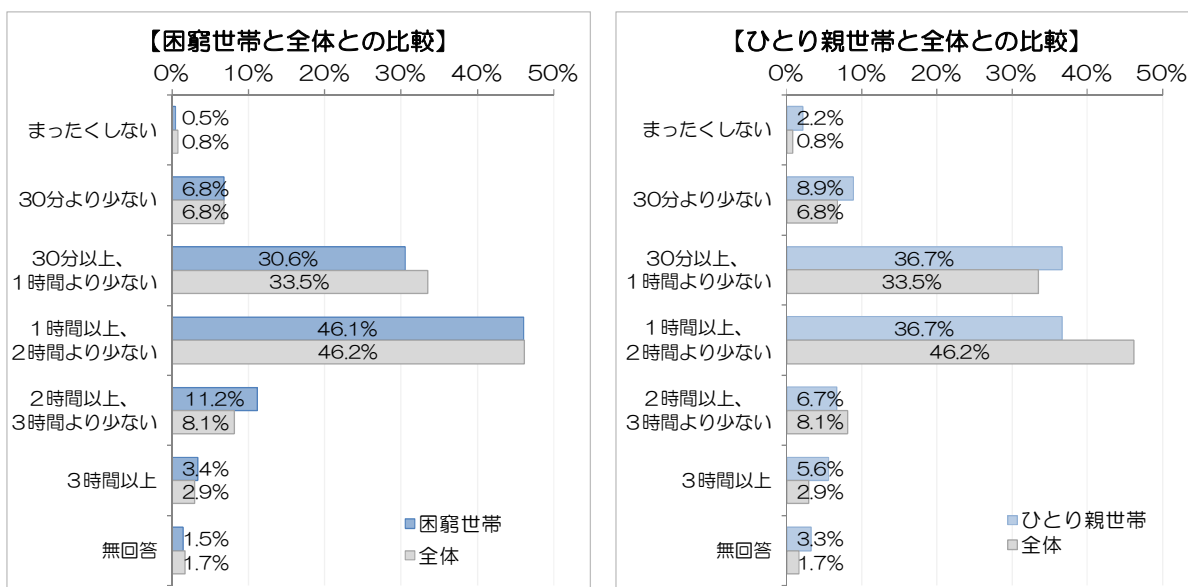
全体と比較して、「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した割合が、困窮世帯・ひとり親世帯ともに高くなっています。



④ 子どもの学習時間や習い事について(小中学生保護者用調査)

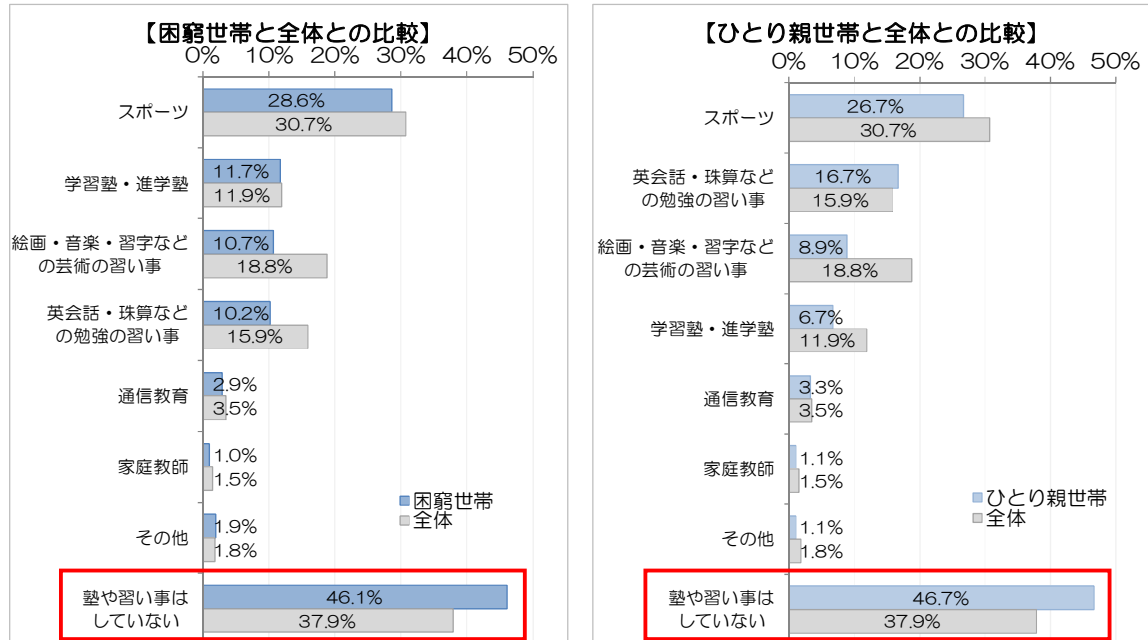
問13 お子さんは、平日に家で1日どれくらい勉強していますか。(1つに○)

困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。



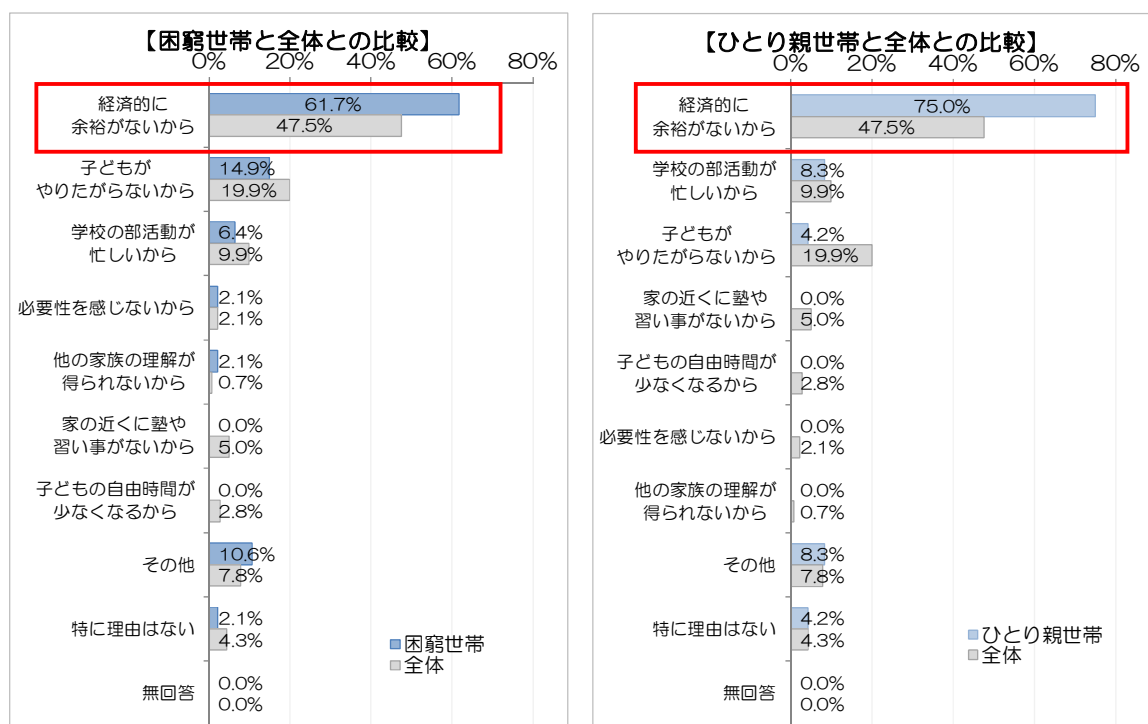
問 14 お子さんは、塾や習い事をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

全体と比較して、「塾や習い事はしていない」と回答した割合が、困窮世帯・ひとり親世帯ともに高くなっています。



問 15 お子さんが塾や習い事をしていない理由は何ですか。（1つに○）

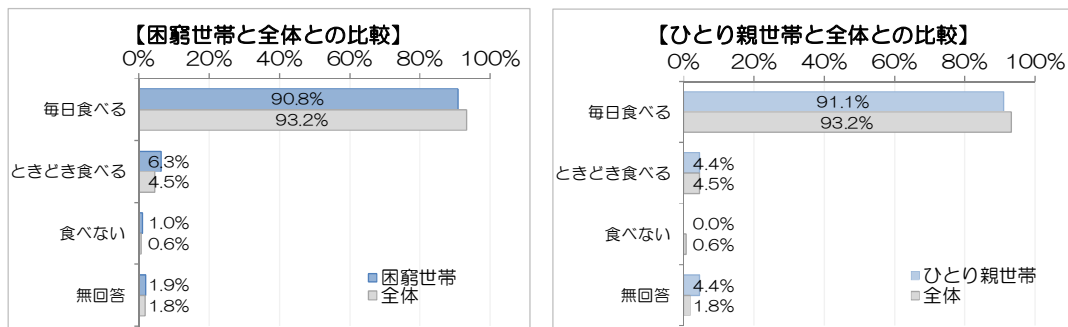
全体と比較して、「経済的に余裕がないから」と回答した割合が、困窮世帯・ひとり親世帯ともに高くなっています。



⑤ 子どもの生活習慣について(小中学生保護者用調査)

問 16 お子さんは朝食を食べていますか。(1つに○)

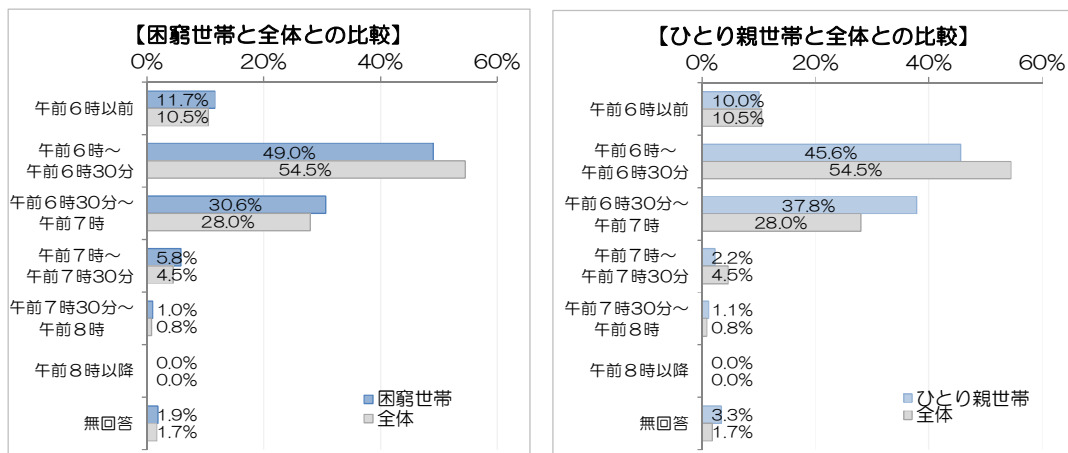
困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。



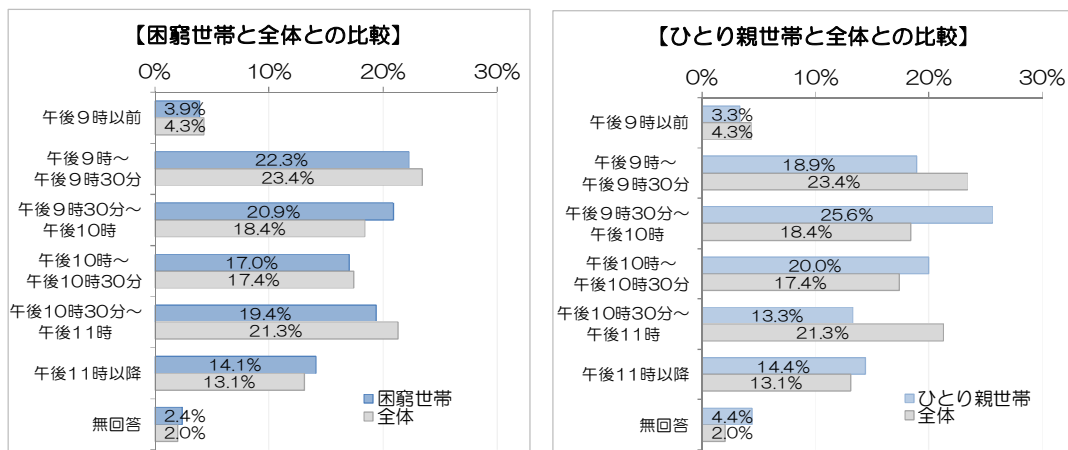
問 17 お子さんの平日の起床時間・就寝時間は何時頃ですか。(1つに○)

困窮世帯・ひとり親世帯ともに、全体とほぼ同様の回答状況となっています。

【起床時間】



【就寝時間】

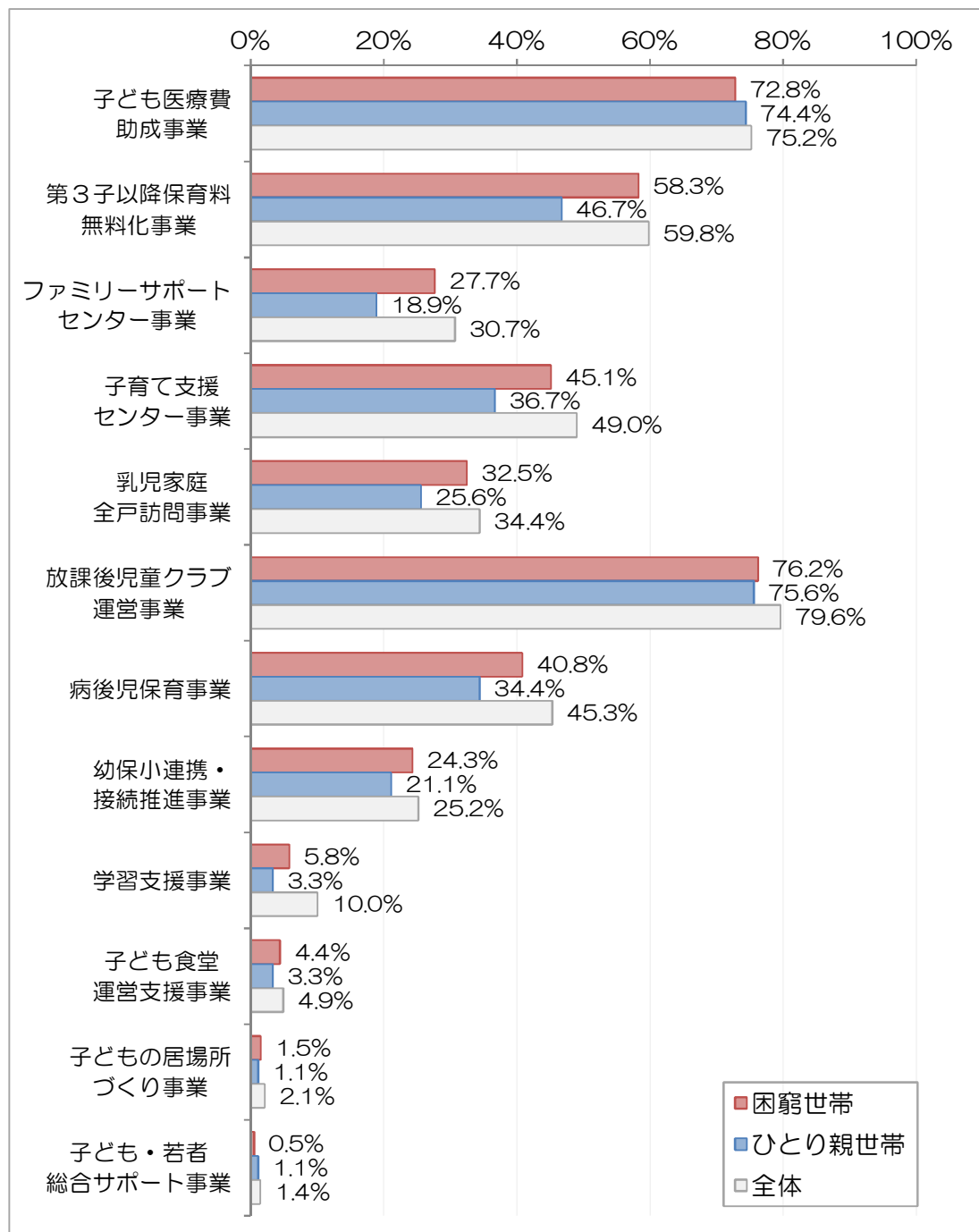


⑥ 子育て支援事業の認知度について

問 18 あなたは次の子育て支援事業をご存知ですか。（1つに○）

全体と比べて、困窮世帯・ひとり親世帯ともに、すべての事業について認知度が低くなっています。

【「言葉も内容も知っている」割合】

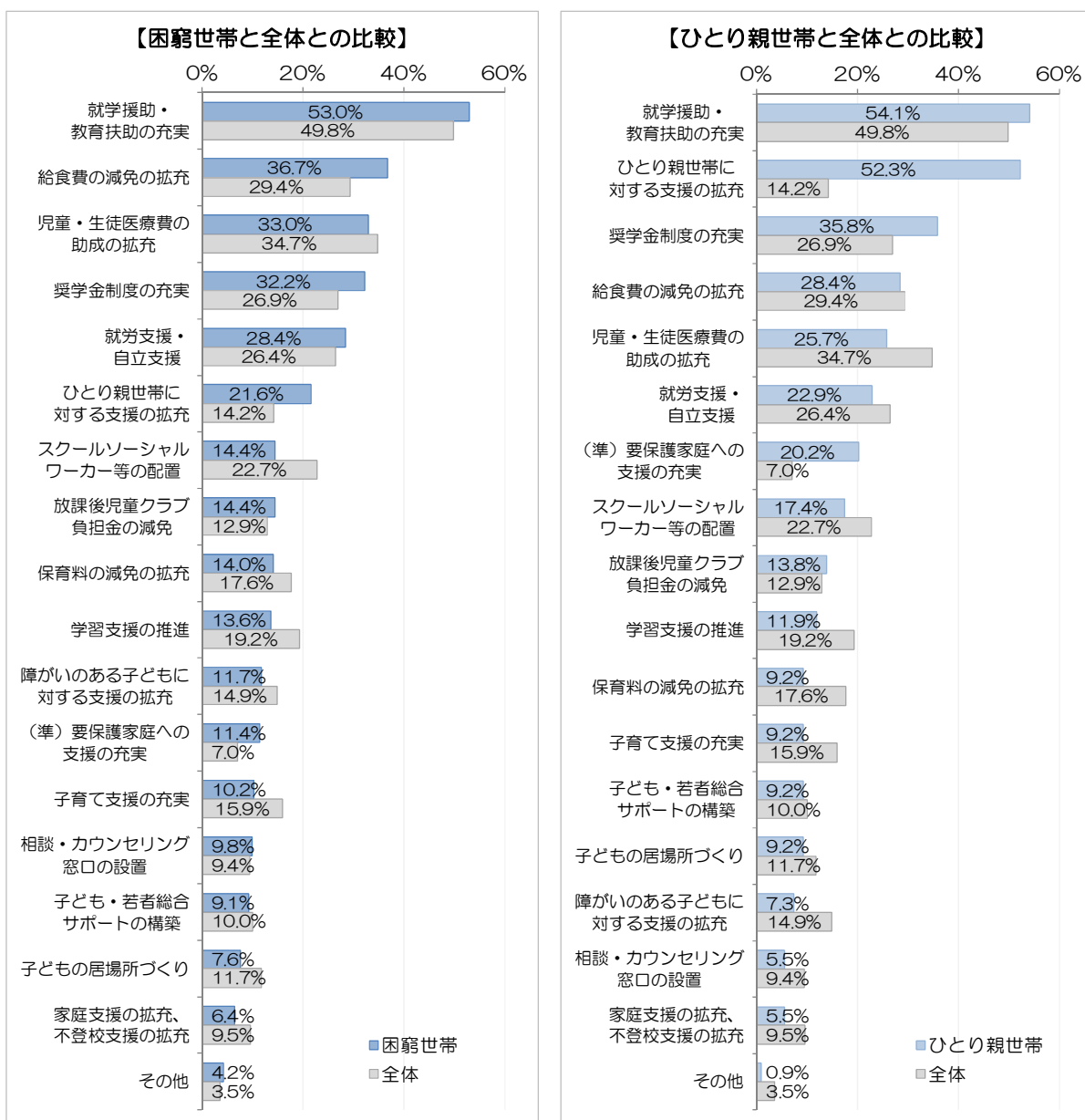


⑦ 本市の子育て支援について

問 19 本市では、どのような子育て支援をより推進すべきだと思いますか。（あてはまるもの5つ以内で○）

困窮世帯では、「就学援助・教育扶助の充実」が53.0%と最も多く、次いで、「給食費の減免の拡充」36.7%、「児童・生徒医療費の助成の拡充」33.0%の順となっています。

ひとり親世帯では、「就学援助・教育扶助の充実」が54.1%と最も多く、次いで、「ひとり親世帯に対する支援の拡充」52.3%、「奨学金制度の充実」35.8%の順となっています。



2 民生委員・児童委員用調査

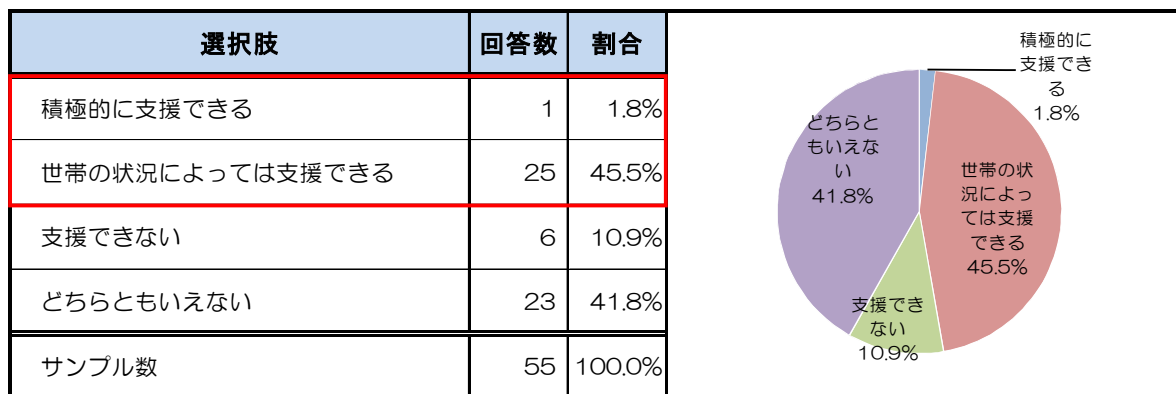
(1) 調査概要

平成 28 年 10 月に、支援ニーズ及び支援意向を把握するため調査を実施し、民生委員・児童委員 61 人のうち 55 人から回答がありました。

(2) 調査結果(抜粋)

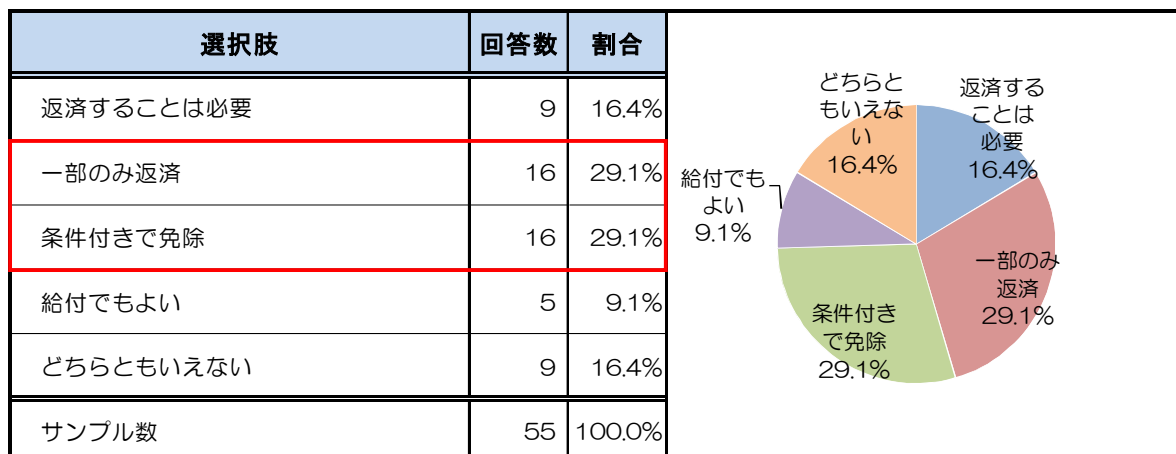
問1 あなたは、経済的に困っている子どものいる世帯に対して、何らかの支援ができますか。(1つに○)

支援できる(「積極的に支援できる」、「世帯の状況によっては支援できる」と回答した割合が約5割となっています。



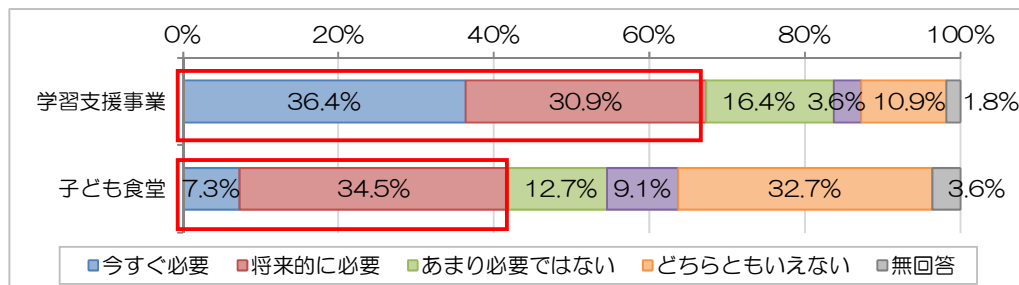
問2 経済的に困っている世帯の子どもに対して、高校・大学進学のための奨学金を貸与ではなく給付することについて、どのように思いますか。(1つに○)

「一部のみ返済」、「条件付きで免除(例えば、地元就職の場合は全額免除)」が約3割となっています。



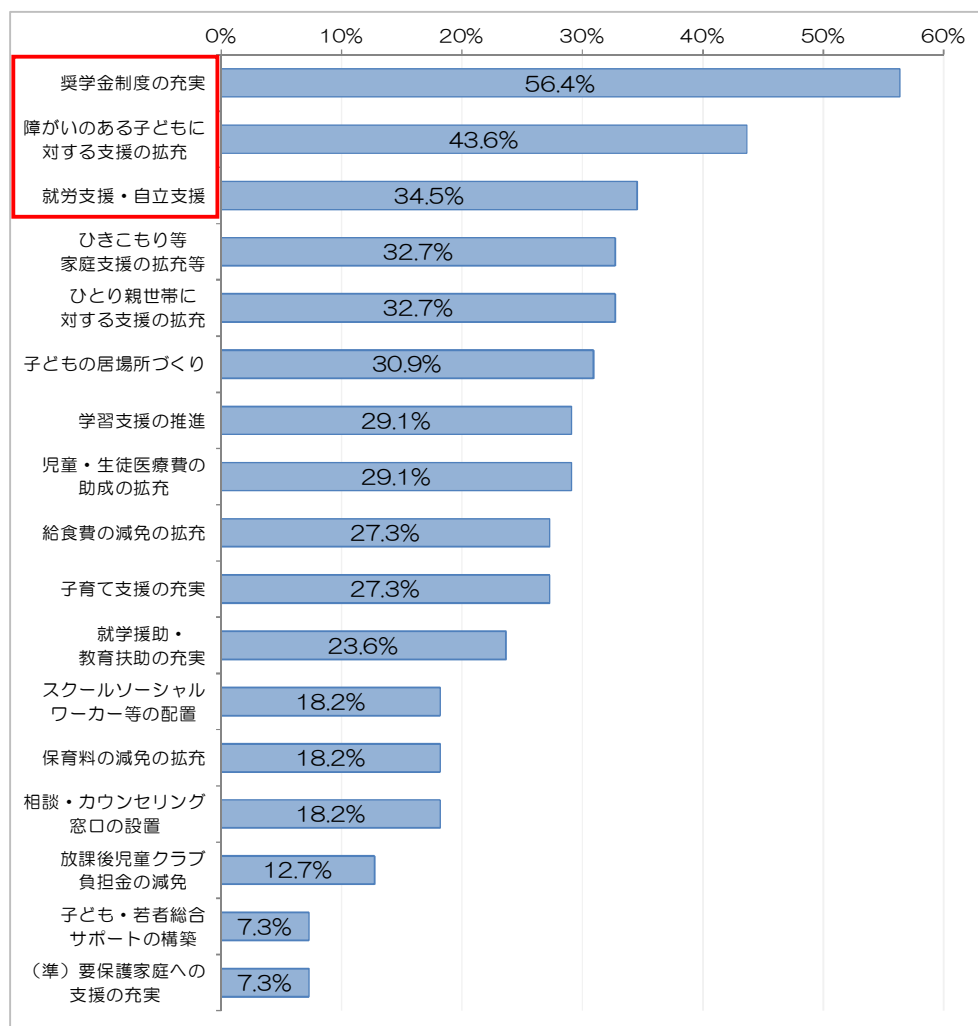
問3 子どもの貧困対策推進のために、以下の事業や取組は必要だと思いますか。
(1つに○)

必要である(「今すぐ」、「将来的」)と回答した割合が、学習支援事業は約7割、子ども食堂は、約4割となっています。



問4 本市では、どのような子育て支援をより推進すべきだと思いますか。(あてはまるもの5つ以内で○)

「奨学金制度の充実」が最も多く、次いで、「障がいのある子どもに対する支援の拡充」、「就労支援・自立支援」などとなっています。



3 保育園等用調査

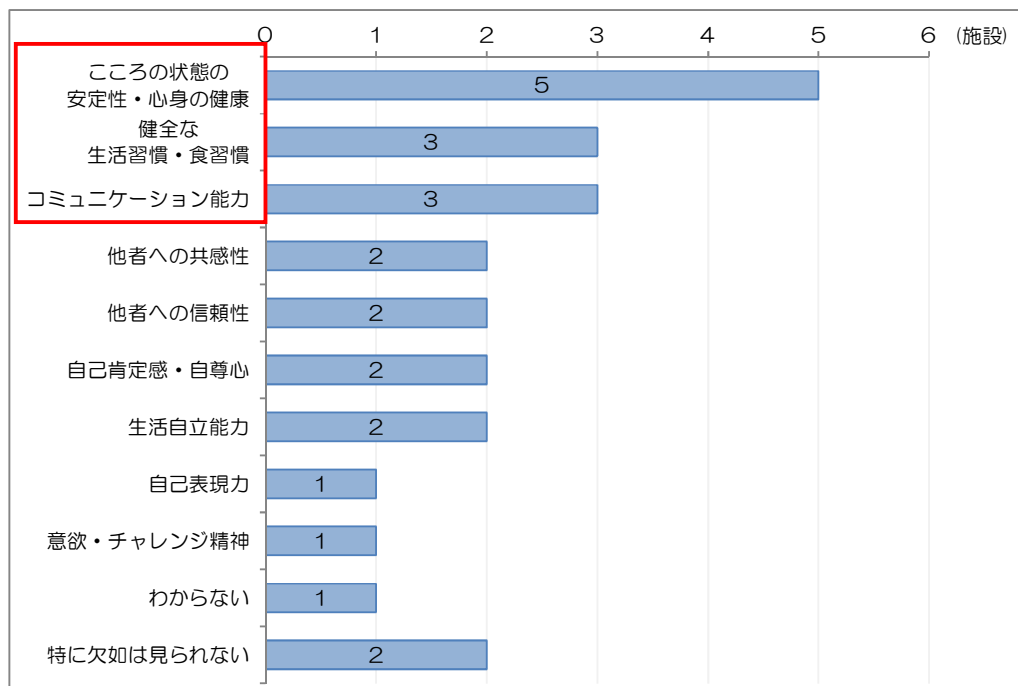
(1) 調査概要

平成 28 年 10 月に、保育園等に通う子どもや保護者の課題の把握及び今後の必要と思われる支援策を把握するため実施し、本市にあるすべての施設（幼稚園 2 施設・保育園 5 施設・認定こども園 3 施設、合計 10 施設）から回答がありました。

(2) 調査結果(概要)

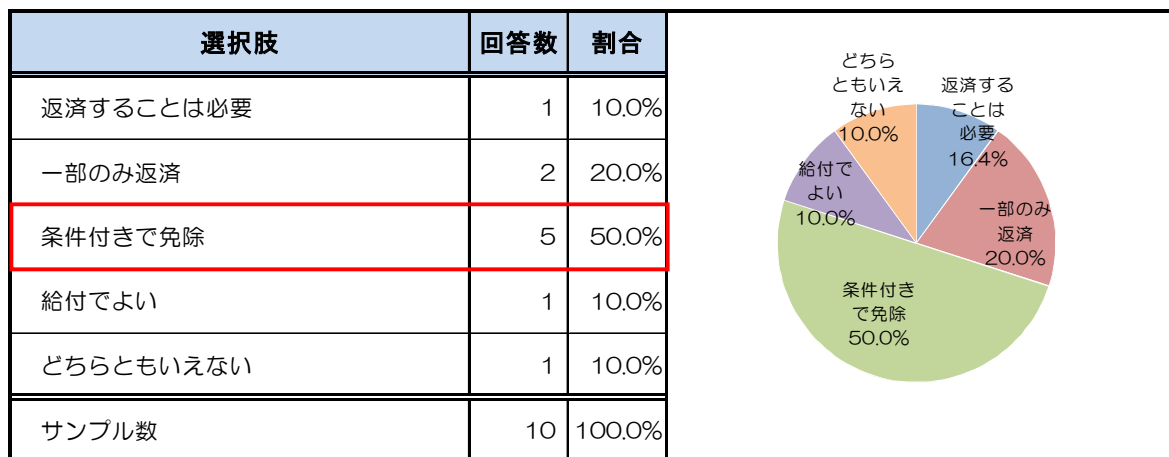
問 1 経済的に困窮していると思われる世帯の子どもは、どのような課題が見られると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

課題として回答した割合が高いものが、「こころの状態の安定性・心身の健康」、「健全な生活習慣・食習慣」、「コミュニケーション能力」となっています。



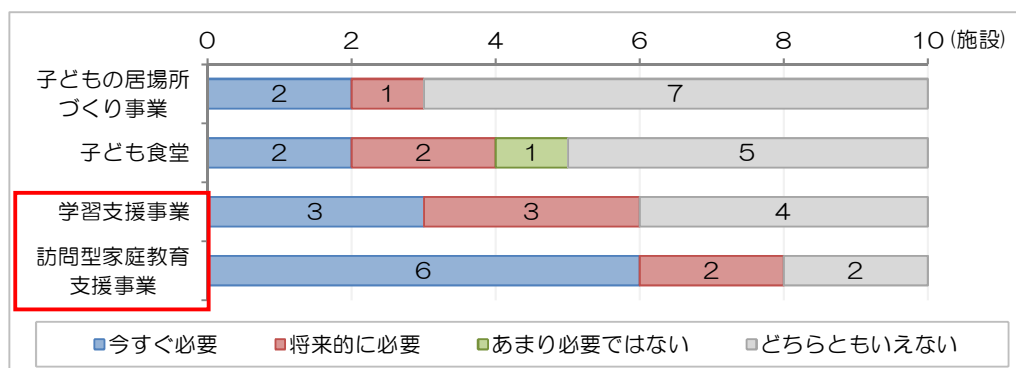
問2 経済的に困っている世帯の子どもに対して、高校・大学進学のための奨学金を貸与ではなく給付することについて、どのように思いますか。（1つに○）

「条件付きで免除」が50.0%で最も多くなっています。



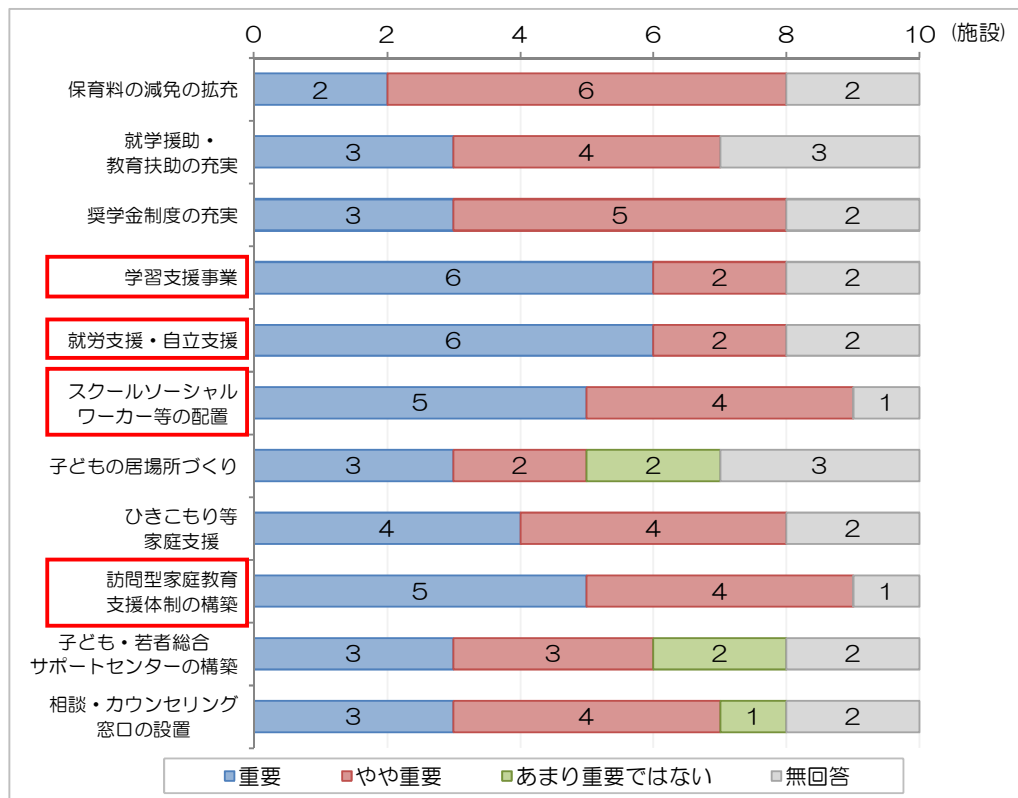
問3 子どもの貧困対策推進のために、以下の事業や取組は必要だと思いますか。（1つに○）

必要性を感じる割合が高い事業・取組として挙げられたのは、「訪問型家庭教育支援事業」、「学習支援事業」となっています。



問4 本市では、どのような子育て支援をより推進すべきだと思いますか。
(それぞれ1つに○)

「重要」と答えた割合が高い事業・取組は、「学習支援事業」、「就労支援・自立支援」、「スクールソーシャルワーカー等の配置」、「訪問型家庭教育支援体制の構築」などとなっています。



(3) ヒアリング調査概要

今後必要と思われる支援策については、「学習支援事業」、「訪問型家庭教育支援事業」などが挙げられました。

- ・学習でつまずいた子ども(掛け算などでつまずいた子ども)を対象に、重点的に学習支援をした方がよいのではないかな。
- ・学習支援事業については、すべての子どもを対象として実施すべきである。
- ・各家庭の状況を把握するために、訪問事業は必要。
- ・訪問型家庭教育支援について、乳児の全戸訪問が、受け入れられているので、全家庭においての全戸訪問も受け入れてもらえるのではないかな。
- ・全戸訪問であれば、保護者が身構えることなく、受け入れやすくなるのではないかな。
- ・放課後児童クラブでは18時までの受け入れと決まっているが、他の事業や取組と連携し、様々なニーズに対応できるような仕組みづくりが必要。

4 学校用調査

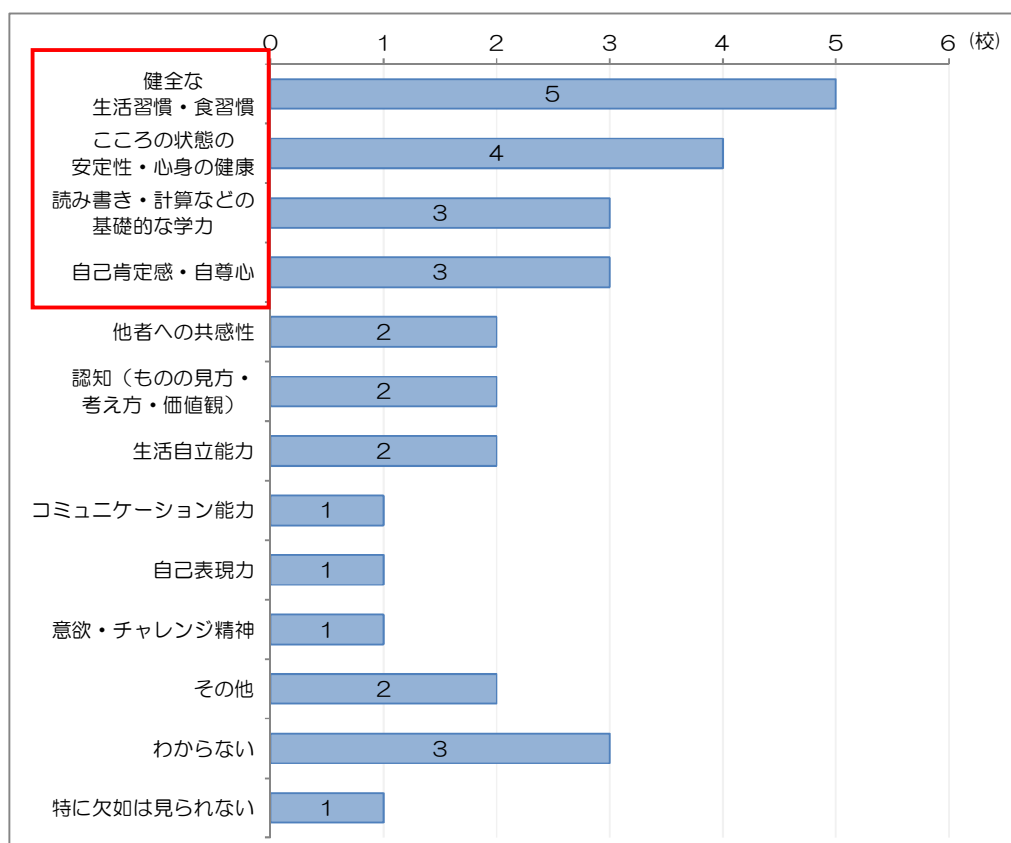
(1) 調査概要

平成 28 年 10 月に、学校に通う児童・生徒や保護者の課題の把握及び今後の必要と思われる支援策を把握するため実施し、本市にあるすべての学校（小学校 5 校・中学校 4 校・高等学校 1 校、合計 10 校）から回答がありました。

(2) 調査結果

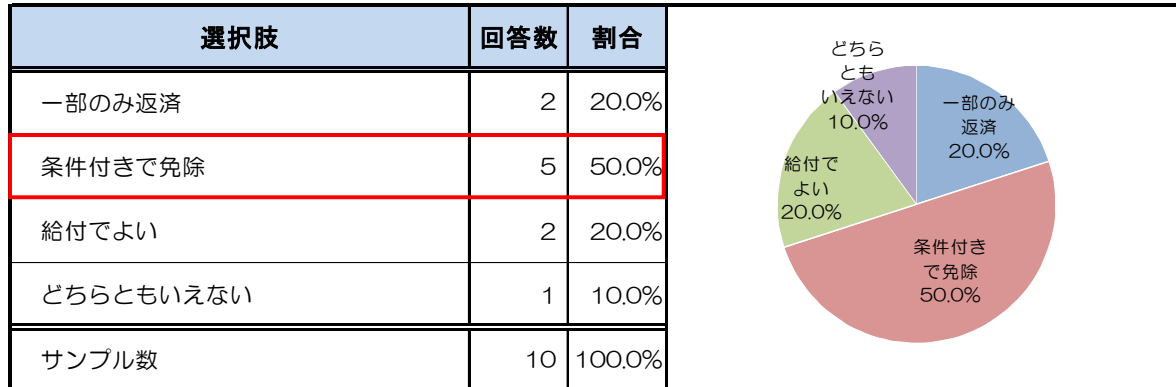
問 1 経済的に困窮していると思われる世帯の子どもは、どのような課題が見られると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

課題として回答した割合が高いものが、「健全な生活習慣・食習慣」、「こころの状態の安定性・心身の健康」、「読み書き・計算などの基礎的な学力」、「自己肯定感・自尊心」となっています。



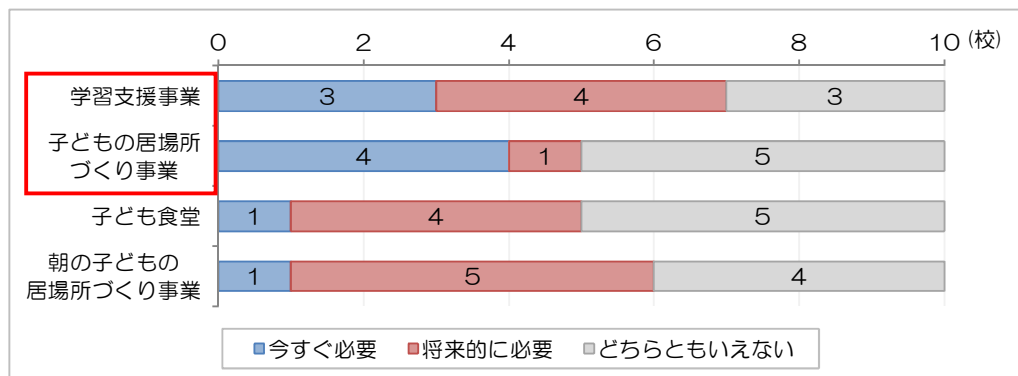
問2 経済的に困っている世帯の子どもに対して、高校・大学進学のための奨学金を貸与ではなく給付することについて、どのように思いますか。（1つに○）

「条件付きで免除」が50.0%で最も多くなっています。



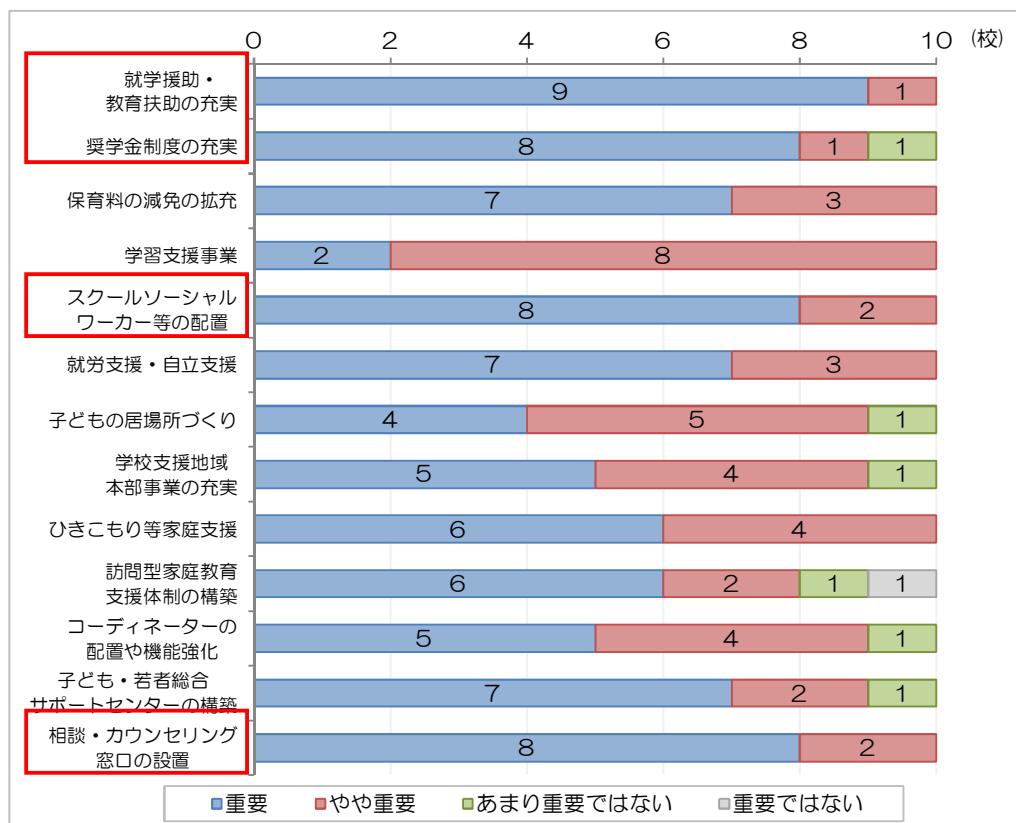
問3 子どもの貧困対策推進のために、以下の事業や取組は必要だと思いますか。（1つに○）

「今すぐ必要」の割合が高い事業・取組は、「子どもの居場所事業」、「学習支援事業」となっています。



問4 本市では、どのような子育て支援をより推進すべきだと思いますか。
(それぞれ1つに○)

「重要」と答えた割合が高い事業・取組は、「就学援助・教育扶助の充実」、「スクールソーシャルワーカー等の配置」、「相談・カウンセリング窓口の設置」、「奨学金制度の充実」などとなっています。



(3) ヒアリング調査概要

今後必要と思われる支援策については、「奨学金制度の啓発」、「相談支援体制の充実」、「学習支援事業」などが挙げられました。

- ・将来の進学のために、早い段階からの奨学金制度の啓発が必要。
- ・放課後児童クラブでの学習支援など、何らかの学習支援が必要。
- ・相談窓口の一本化など、相談支援体制の充実が必要。

第2節 地域資源の状況

1 市民団体用調査

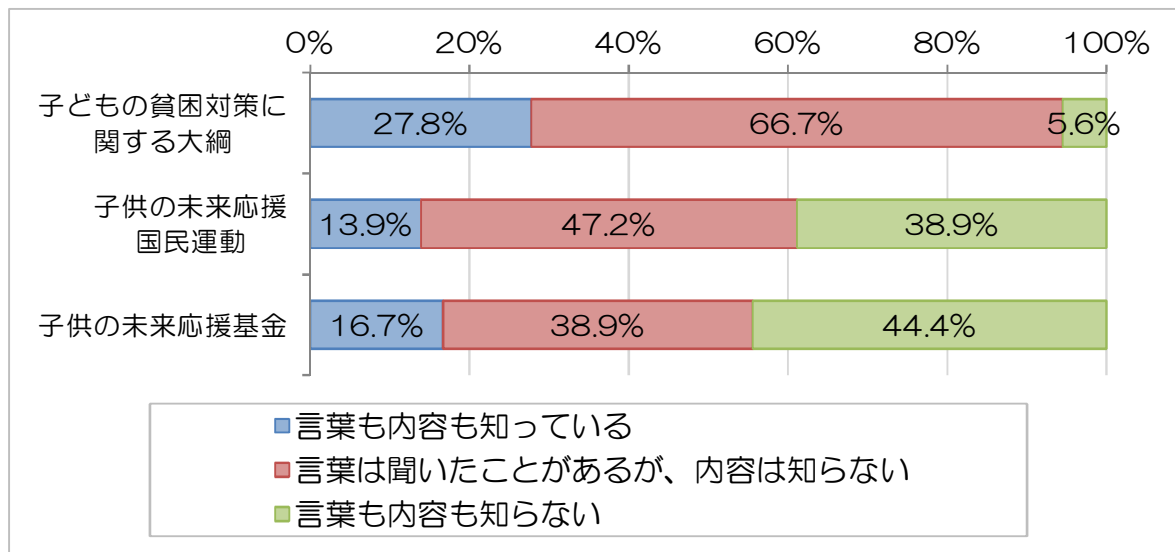
(1) 調査概要

平成28年11月に、様々な支援ニーズに対する地域資源量を把握する目的で実施しました。各種市民活動を行っている36団体から回答がありました。

(2) 調査結果(抜粋)

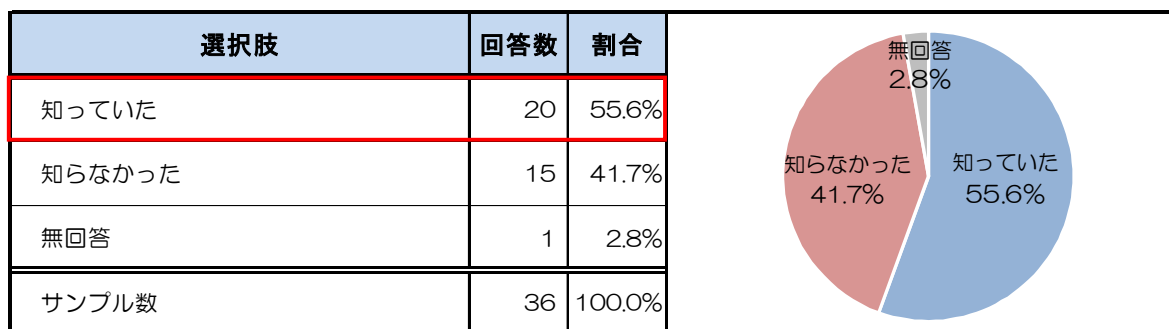
問1 「子どもの貧困対策に関する大綱」、「子供の未来応援国民運動」、「子供の未来応援基金」を知っていますか。

「子どもの貧困対策に関する大綱」の認知度（「言葉も内容も知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計）が94.5%、「子供の未来応援国民運動」が61.1%、「子供の未来応援基金」が55.6%となっています。



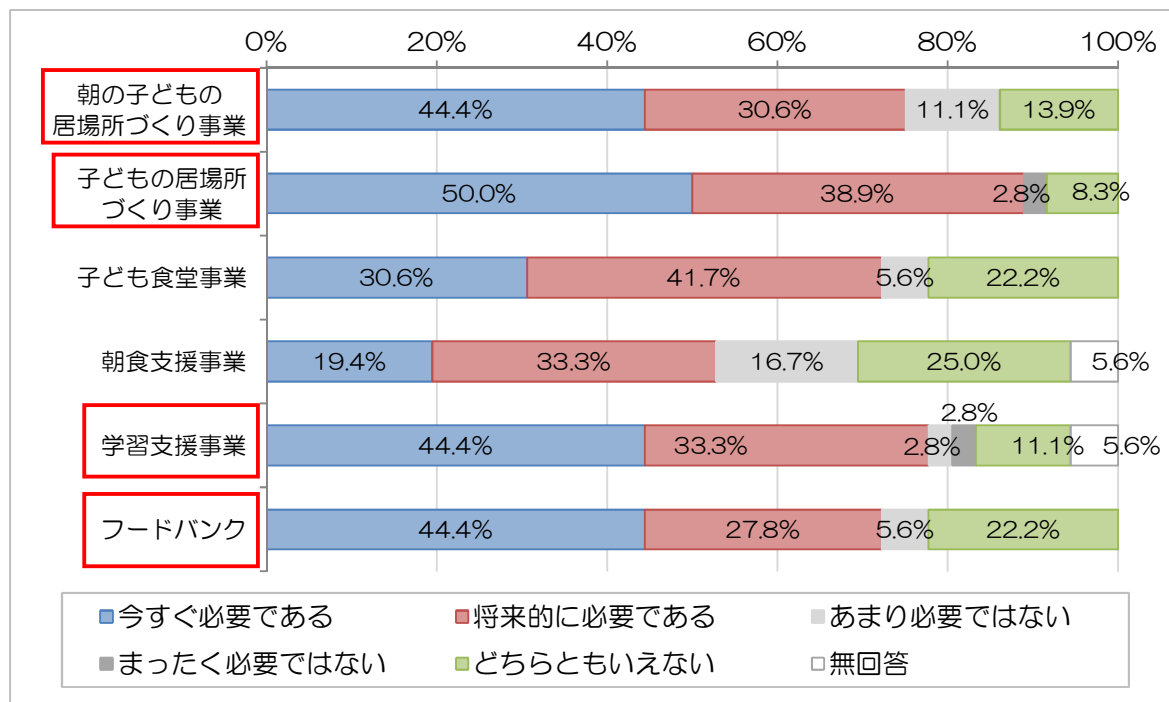
問2 本市においては、就学援助（認定者は増加傾向にあり、平成27年度では、全児童生徒の14.1%（7人に1人）が利用しています。このように、本市においても「子どもの貧困対策の推進」が必要であるか知っていましたか。
（1つに○）

「知っていた」が55.6%となっています。



問3 子どもの貧困対策推進のために、以下の事業や取組は必要だと思いますか。
（1つに○）

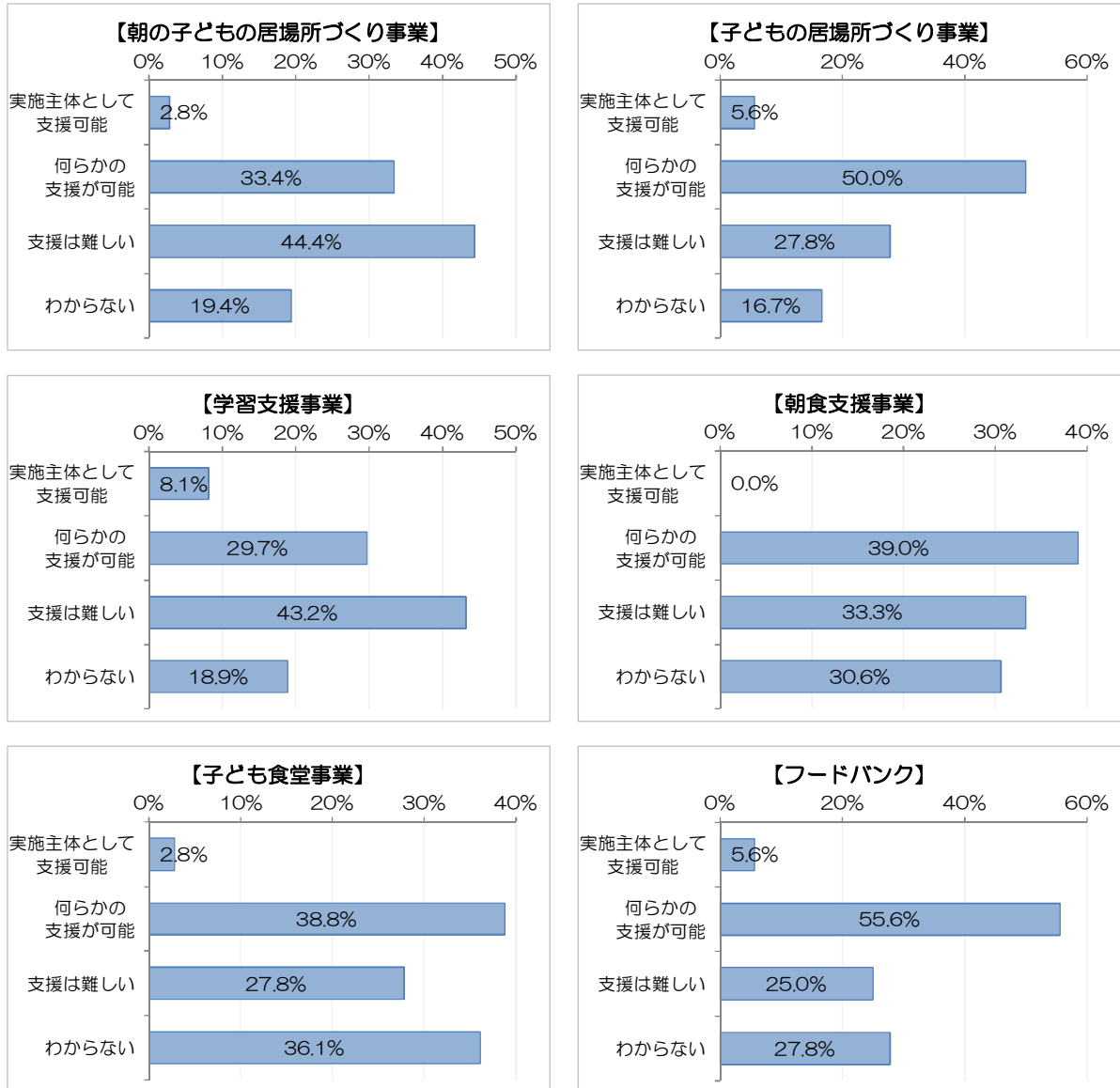
「今すぐ必要である」、「将来的に必要なである」と答えた割合が高い事業・取組は、「子どもの居場所づくり事業」、「学習支援事業」、「朝の子どもの居場所づくり事業」、「フードバンク」となっています。



問4 以下の事業を実施した場合、どのような支援が可能ですか。

それぞれの事業について、実施主体もしくは何らかの支援が可能と回答しています。

特に、各調査で必要性が高いという意見の多かった学習支援事業については、「実施主体として支援可能」が8.1%、「何らかの支援が可能」が29.7%となっています。



問5 貴団体で実施や支援が可能であると思われる取組や提案がありましたら、自由にご記入ください。

- ・学習支援事業に対する何らかの支援。
- ・子育てに悩む保護者の話を聴く事や子ども達に本を読んで聴かせるなどの支援。
- ・啓発のための講演の開催。

2 地域運営協議会・企業ヒアリング調査

平成28年10月から11月にかけて、様々な支援ニーズに対して、今後実施可能な支援や取組を把握するため、地域運営協議会及び企業へのヒアリング調査を実施しました。

(1) 地域運営協議会ヒアリング調査

・「子どもの貧困対策」を協議会での講習テーマとし、周知を図る。
・フードバンクへの食材提供の呼びかけ。
・学習支援事業等の元教員等への協力要請や声かけ。
・各ボランティアの趣味や特技を活用した見守り支援。
・世代間交流事業や地域行事を通じての支援。
・具体例として、ある自治会では運動会開催時に、バザーを同時実施し、得られた売上金を子ども育成会の資金とした。このような取組も必要である。
・本市で民泊を実施している農家の方と連携し、様々な取組が可能ではないか。
・地域支え合い事業のように定期的に実施することは難しいが、月1回程度子どもたちが、地域住民と交流し集える居場所を設けることは可能。
・悩み相談や様々な人的・物的支援。

(2) 企業ヒアリング調査

・子育てを行っている従業員に対して、勤務時間・体制の配慮をしている。
・勤務時間変更などの要望については、個別対応している。
・延長保育の時間に該当しないように定時退社をさせている。
・母子家庭の方を雇用した場合は、無理をしないように適した労働時間や職務などを調整している。
・希望者には、申請の上、副業を許可している。
・基本的に、子どもが小さい時はパートで勤務、その後、子どもが大きくなった際には、希望に応じて社員・準社員への移行を推奨している。
・「子どもの居場所づくり事業」での出前講座の実施や工場見学の受け入れは可能。

第4章 アンケート調査・ヒアリング調査総括

1 調査結果のまとめ

アンケート調査・ヒアリング調査の結果を項目別にまとめると次のとおりとなります。

(1) 経済的状况

- ・困窮世帯・ひとり親世帯ともに「毎日の生活費が不足している」、「子どもの教育資金が不足している」と回答した割合が5割を超えており、全体より高くなっています。
→困窮世帯・ひとり親世帯向けの生活・教育に関する経済的支援が求められます。
- ・ひとり親世帯で、「ひとり親世帯に対する支援の拡充」の推進を希望する意見が5割を超えています。
→ひとり親世帯を対象とした支援策の拡充の検討が求められます。
- ・困窮世帯・ひとり親世帯の約7割が経済的に苦しいと回答しています。
→経済的に困窮している世帯を対象とした、市民によるフードサポート事業等の検討が求められます。

(2) 子育ての状況

- ・困窮世帯・ひとり親世帯で、自治会や子ども育成会などの地域活動にあまり参加させたくないと回答した割合が高くなっています。
→地域活動参加を促進する様々な取組が求められます。
- ・全体と比較して、理想・現実とも子どもの進路として「大学まで」と回答した割合が、困窮世帯・ひとり親世帯ともに低くなっています。また、困窮世帯・ひとり親世帯ともに、現実的な子どもの進路について、「家庭に経済的余裕がないから」と回答した割合が高くなっています。
→経済的な理由により子どもの将来が制約されないよう支援が求められます。
- ・困窮世帯・ひとり親世帯の子育てに関する悩みや相談相手の有無については、全体とほぼ同様となっています。

(3) 学びの状況

- ・ 困窮世帯・ひとり親世帯ともに、「塾や習い事はしていない」と回答した割合が全体より高くなっています。また、塾や習い事をしていない理由として「経済的に余裕がない」と回答した割合は、困窮世帯で約6割、ひとり親世帯で約8割と非常に高くなっています。

→経済的理由により学習機会が損なわれないよう、学習支援事業の整備が求められます。

- ・ 困窮世帯・ひとり親世帯の子どもの家での学習時間については、全体とほぼ同様となっています。

(4) 子どもの生活習慣に関する状況

- ・ 困窮している世帯の子どもの主な課題として、「健全な生活習慣・食習慣」「こころの状態の安定性・心身の健康」が挙げられています。

→精神面や生活習慣・食習慣に関する配慮を踏まえた支援が求められます。

- ・ 家庭の教育力の低下が課題として挙げられています。

→子ども向けのみでなく、保護者の支援が求められます。

- ・ 困窮世帯・ひとり親世帯の子どもの朝食の摂取状況や起床・就寝時間の状況は、全体とほぼ同様となっています。

(5) 必要な支援策等

- ・事業展開を図るにあたって、まずは子どもの貧困について市民や関係機関に対する周知・啓発が必要とする意見が多くなっています。また、事業対象者を限定しない等の配慮を求める意見が多くなっています。

→市民をはじめ、様々な団体や関係機関向けに周知・啓発が求められます。また、施策の推進にあたっては、子ども一人ひとりへの配慮が求められます。

- ・推進すべき新規支援策として意見が多かったものは、元教職員等がボランティアで学習指導を行う「学習支援事業」や乳幼児から中学生の子どもがいる全家庭に対し、支援員が訪問する「訪問型家庭教育支援事業」となっています。

→今後の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、様々な事業の展開が求められます。

- ・事業実施にあたっては、既存の事業の拡充や新規事業と組み合わせた事業展開が有効との意見があります。

→元教員等のボランティアによる学習支援など、事業実施に向けて様々な検討が求められます。

- ・奨学金制度の返還方法については、見直しを求める意見が多くなっています

→国の動向を踏まえ、奨学金制度の見直しを検討する必要があります。

(6) 地域資源の状況

- ・民生委員・児童委員の約5割が子どもの貧困対策推進に向けて何らかの支援が可能と回答しています。地域運営協議会では、講習の実施や人的支援等何らかの支援が可能であるとの意見があります。企業では、工場見学の受入れや出前講座の実施が可能との意見があります。

→支援する側をまとめる市民ネットワークの構築が求められます。また、市民ネットワークの支援による「子どもの居場所づくり事業」の検討が求められます。

- ・市民団体では、今後推進すべき様々な事業について何らかの支援が可能との意見が多くあります。特に、各調査で必要性が高かった「学習支援事業」については、「実施主体として支援が可能」と回答した割合が約1割、「何らかの支援が可能」と回答した割合が約3割となっています。

→支援ニーズと地域資源のマッチングや、支援につながるようあらゆる形のコーディネートが求められます。

2 子どもの貧困対策推進に向けた方向性

本市の子どもの貧困対策における取組の視点（①「気づき・つなぎ・見守る」体制づくり、②子どもが自立に至るまでの「切れ目のない支援」、③「貧困の連鎖を断ち切る」ための多面的な支援）及び子どもを取り巻く現状や各種アンケート調査・ヒアリング調査の結果から、次の方向性を基本に、子どもの貧困対策を推進します。

（１）支援ネットワーク体制づくり

地域で見守り、専門機関につなげ、支援を必要としている対象者に支援が確実に行き届くように、

- ・ 支援体制の点検・助言等を行う協議会の設置
- ・ 協働による市民ネットワークづくり
- ・ コーディネーターの配置
- ・ 市民参加・協働による支援
- ・ 子どもの貧困に関する周知・啓発

を推進し、市民・関係団体・関係機関等総ぐるみで一体的に支援するためのネットワーク構築を図ります。

（２）切れ目ない支援体制の確立

支援を必要としている対象者に支援が行き届くよう、妊娠期から子どもが自立に至るまでの切れ目ない支援、情報共有の仕組みづくりが必要です。また、子どもに関する相談をひとつの窓口で対応できるよう、相談体制の在り方を検討する必要があります。さらに、様々な相談に応じ、個別の課題の解決に向けた支援機関等の紹介・同行支援や家庭訪問による支援を行うためには、専門的な人材の配置が必要です。

今後の国の動向を踏まえ、様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備や困難を抱える対象者に寄り添い、必要となる支援を届けるための専門的な人材の配置を検討します。

（３）必要性の高い支援策の実施に向けた検討

本市の状況や様々なアンケート・ヒアリング調査の結果から、必要性が高く、重点的に推進すべき、以下の事業実施に向けて支援内容や支援体制を検討します。

- ・ 経済的理由により学習機会が損なわれないようにする「学習支援事業」
- ・ 支援が必要な家庭の早期発見及び家庭教育力の向上につながる「訪問型家庭教育支援事業」
- ・ すべての子どもが放課後等を安心・安全に過ごすことができ、大人との関わりが持てる「子どもの居場所づくり事業」
- ・ 不足している生活物資を、必要としている対象者に届ける取組

第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現のために、基本理念を次のように定めます。

すべての子どもの夢と希望を
実現するまちづくり

～ 市民参画・協働による推進 ～

2 基本方針

基本理念の実現のために、3つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 支援ネットワーク体制づくり

基本方針2 健康・生活への支援

基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援

3 施策の体系

【基本理念】

**すべての子どもの夢と希望を
実現するまちづくり**

～ 市民参画・協働による推進～

基本方針1 支援ネットワーク体制づくり

- (1) 支援体制の点検・助言等を行う協議会の設置
- (2) 協働による市民ネットワークづくり
- (3) コーディネーターの配置
- (4) 市民参加・協働による支援
- (5) 子どもの貧困に関する周知・啓発

基本方針2 健康・生活への支援

- (1) 保護者の健康・生活への支援
- (2) 子どもの健康・生活への支援

基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援

- (1) 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
- (2) 学校教育における学び、成長の支援
- (3) 子どもの居場所づくりの推進

第6章 施策の展開

基本方針1 支援ネットワーク体制づくり

子どもの貧困対策を推進するためには、行政や関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の地域を構成するすべての人々が連携・協力し、様々な困難を抱える家庭の子どもと保護者に気づき、見守り、支えるネットワークを構築することが必要です。

その実現のためには、市民一人ひとりが子どもの貧困問題に対する理解を深め、それぞれの立場からできる取組を行う機運を醸成することや、行政や関係機関による支援の拡充に加え、地域や企業、NPO等との協力関係の構築を図ることが重要です。

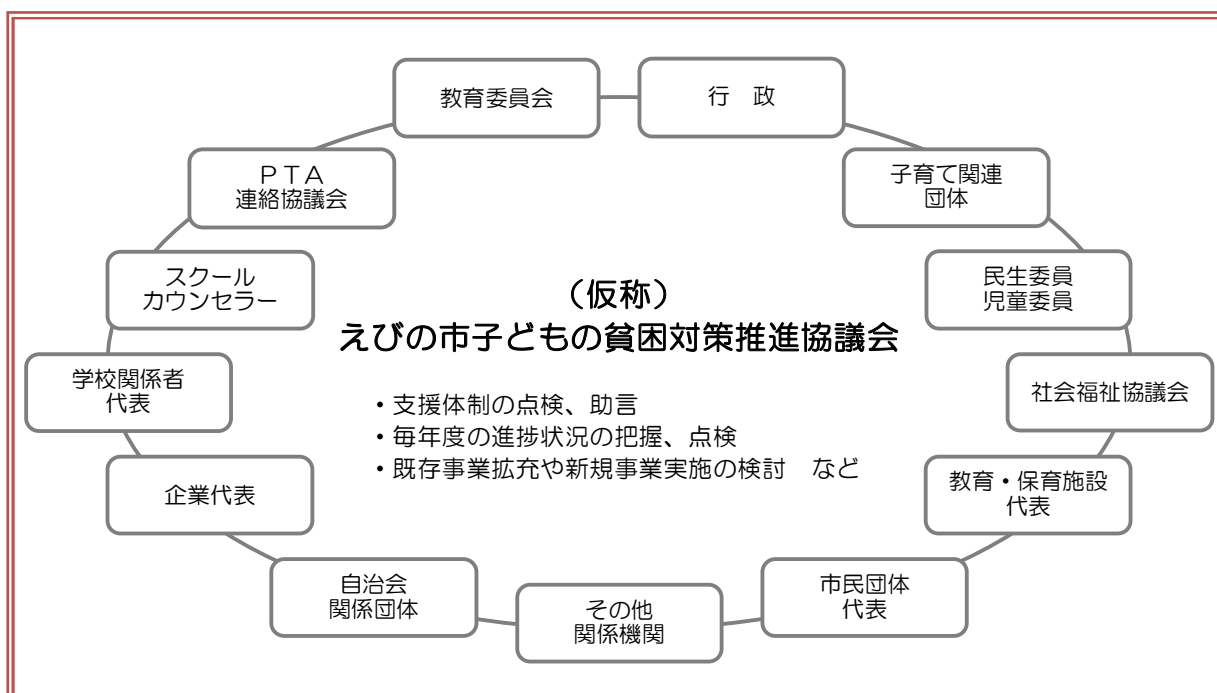
(1) 支援体制の点検・助言等を行う協議会の設置

子どもの貧困対策推進のための支援体制の点検・助言や毎年度の進捗状況の把握、点検等を行う機関として「(仮称)えびの市子どもの貧困対策推進協議会」を設置します。

設置にあたっては、

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目ない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」

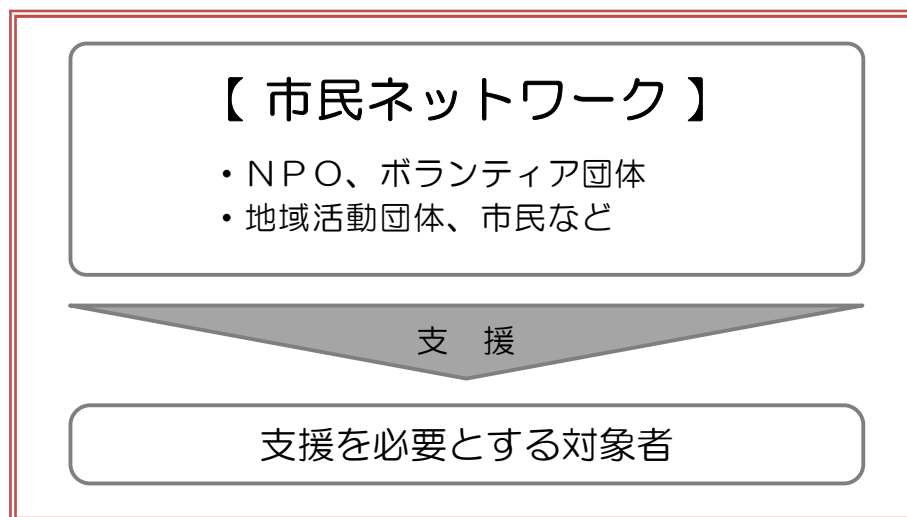
の「3つのつなぎ」を十分踏まえ、行政、教育委員会、教育機関、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等が連携した構成とします。



（２）協働による市民ネットワークづくり

具体的な支援を実施する機関として「市民ネットワーク」を構築し、様々な支援ニーズに対し、人的支援、物的支援を行います。

支援にあたっては、「地域の課題は地域で解決する」という市民協働の基本理念に基づき、より多くの市民の参画を促進します。



（３）コーディネーターの配置

子どもの貧困対策推進のために、市民、地域、関係団体、関係機関、行政をつなぐ「コーディネーター」を配置し、次のような役割を担います。

- ・子どもの貧困に関する地域の現状を把握する役割
- ・支援を必要としている対象者を関係機関につなぐ役割
- ・支援が一体的に行えるよう、行政、教育委員会、市民ネットワークをつなぐ役割
- ・支援が円滑に行えるよう、市民ネットワークの支援体制を調整する役割
- ・新規事業を行う際、事業内容を検討する役割

（４）市民参加・協働による支援

「子どもの貧困」を地域共通の課題として捉え、市民一人ひとりが当事者意識を持つことが必要です。

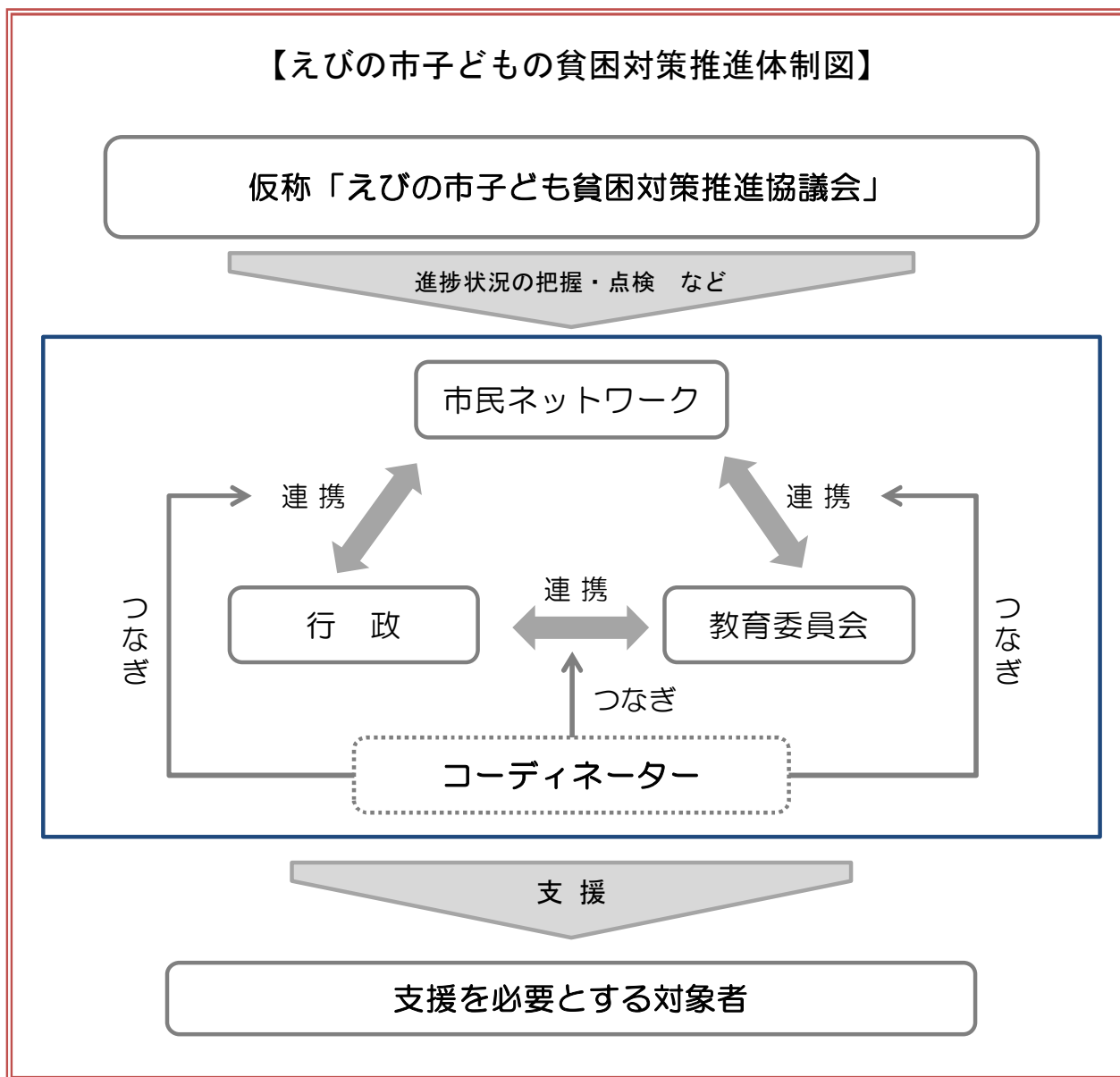
市民の役割として、

- ・「子どもの貧困」に対して関心を持ち、情報を得ること
- ・地域の活動に積極的に参加し、子どもを見守ること
- ・支援が必要な子どもを早期発見し、民生委員児童委員等につなぐこと
- ・自分の持つ知識や経験、能力を積極的に活かすこと

などが求められています。市民・関係機関・関係団体・行政等がそれぞれの強みを発揮し、協働により解決に向けた支援が行えるよう体制を整備します。

（５）子どもの貧困に関する周知・啓発

子どもの貧困について、市民・関係団体・関係機関などに向けた講演会等の啓発活動の実施や積極的な情報発信などにより、地域全体に広く理解と協力を求めることで、様々な課題を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、支える機運の醸成や支援に関わる人材の育成を目指します。



基本方針2 健康・生活への支援

保育園等・学校用アンケート調査結果から、経済的に困窮していると思われる世帯の課題として、「こころの状態の安定性・心身の健康」、「健全な生活習慣・食習慣」が挙げられています。また、様々なヒアリング調査において、「家庭の教育力の低下」を課題とする意見が多く聞かれました。

すべての子どもたちが健やかに成長できるように、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、子どもが育つ場である家庭の教育力の向上のための取組を推進します。

また、安心して子どもが学び成長できる家庭環境を確保するため、家庭教育、生活環境の改善、必要な生活支援、経済的支援に向けた取組を推進します。

(1) 保護者の健康・生活への支援

保護者用アンケート調査結果から、子育てする上での相談相手がいないと回答した割合が全体で約1割となっています。

悩みを抱える保護者が地域で孤立することがないように、保護者同士が相互の交流を行う場の設置を検討し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの支援が行えるようにします。また、子育て・生活に関することや保護者の就業に関すること等、様々なニーズに対して総合的相談支援が行えるような体制を整備します。

① 相談支援体制の充実

個々の家庭の抱える課題に対して適切な支援に導けるように、相談支援体制の充実に努めます。

また、必要性の高い支援策として意見が多かった「訪問型家庭教育支援事業」については、訪問対象年齢や訪問回数など事業内容を検討した上で、支援が必要とされる家庭の早期発見及び家庭教育力の向上につながるよう実施を目指します。

② 家庭の教育力の向上

子どもは、様々な出会いや経験の中で成長していきますが、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理や社会的マナー、自制心、自立心を育成する上で重要な役割を果たすものです。

子どもの貧困対策推進のためには、「家庭の教育力の向上」が極めて重要なことから、家庭教育学級事業や親育て講座など、保護者に向けた家庭教育の重要性の啓発や各種研修会や講演会、学習の場の提供などを行います。

③ ひとり親家庭に対する支援の充実

保護者用アンケート調査結果から、ひとり親世帯の5割以上が経済的に困窮していると推測され、全国の傾向と同様に、経済的困窮を抱える家庭が多くなっています。

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を推進します。現在、経済的支援として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成等を行っています。また、自立支援として、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業等を行っています。

今後も、引き続き関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の自立支援対策を推進します。

(2) 子どもの健康・生活への支援

子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。保護者の子育てに関する知識やスキルが不十分な場合、家庭での適切な養育がなされない状況となり、子どもの栄養不足や衛生が十分確保されないことに加え、情緒が安定しないことや、人への基本的信頼感が十分に生まれず自己肯定感が低くなる要因となります。

乳幼児期に、保護者がしっかり子どもと関わることで、愛着形成や情緒の安定と基本的な生活習慣の定着につながり、学齢期以降の学習習慣の基盤の形成や学習意欲、困難に立ち向かう精神力の基盤の形成のためにも重要です。

このため、妊娠・出産・子育ての切れ目ない母子保健対策の充実を図るとともに、関係機関及び学校保健との連携により子どもの健康・生活に関する行き届いた取組を推進します。

① 妊娠期から子どもの健康を支える取組の推進

近年、少子化や核家族化の進行、働く母親の増加等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い保健、医療、福祉、教育等が幅広い分野で総合的に子どもの健康を支えることが必要になっています。

すべての子どもが健やかに育つよう、妊娠・出産・子育ての切れ目ない母子保健対策の充実を図るとともに、関係機関及び学校保健との連携により健康づくりを推進します。

また、子どもの健康を支える取組を通して、支援を必要とする家庭を早い段階で把握し、必要な支援につなげます。

② 子どもの食事や栄養の確保、食育の推進

食は、心と体の発達に密接に関わり、子育てにとって重要です。

そのため、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、食事づくり等の体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

基本方針3 子どもの育ち、学びへの支援

保護者用アンケート調査結果から、困窮世帯・ひとり親世帯で、理想的・現実的な子どもの将来の進路として「大学まで」と回答した割合が、困窮世帯（理想：32.5%、現実 15.5%）・ひとり親世帯（理想：30.0%、現実：14.4%）とともに全体の割合（理想：41.4%、現実：25.4%）と比べて低くなっています。また、子どもの現実的な進路を「家庭に経済的な余裕がない」ことを理由に挙げた割合が、困窮世帯（22.8%）・ひとり親世帯（32.2%）で全体の割合（13.0%）と比べて高くなっています。

親の経済的状況や家庭環境にかかわらず、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、学習できる機会の確保や地域活動・世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。

また、すべての子どもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親世帯や多子世帯など、子どもたちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、教育環境の整備を図ります。

（1）乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

乳幼児期は、親をはじめとする周囲の大人との関わりや、生活や遊びといった多様な経験を通して、基本的な生活習慣や、自己肯定感、人に対する基本的な信頼感などの人間形成の基礎を培う重要な時期ですが、経済的困窮など何らかの困難を抱える家庭の子どもの中には、保護者が日々の生活に追われて、子どもと十分に向き合う時間や余裕がなく、基本的な生活習慣が定着していない場合や、子ども同士の交流や体験活動など道徳性や社会性の基盤を育むための経験が不足している場合があります。

そのため、家庭環境や経済状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い乳幼児期の教育・保育を受けることができる環境を整備します。

① 教育・保育の提供

すべての乳幼児期の子どもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、本市で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進し、質の高い就学前の教育・保育の提供を図るとともに、就学前の教育・保育の量的な充実を図ります。

② 子育て家庭への支援

子ども医療費助成事業や第3子以降保育料無料化事業等を通して、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な理由で一時的に子どもの見守りを行うファミリー・サポート・センター事業や保護者の疾病等の理由により家庭において養育を行うことが困難となった家庭の子どもへの保護を行う子育て短期事業等を行い、保護者の状況に応じたニーズに対応していきます。

また、本市では児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応に向け、「えびの市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。今後さらに、関係機関との連携・協力体制を強化し、速やかな対応に努めます。

（２）学校教育における学び、成長の支援

すべての子どもに教育の機会が均等に確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を解消するという観点からも非常に重要です。

家庭環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくための教育環境の充実を図ります。また、学校を窓口として、困難を抱える家庭の子どもを早期に発見し、必要な支援に確実につなげるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用・充実や相談支援体制の強化を図るとともに、就学援助、奨学資金の貸付等による就学支援により、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取組を推進します。

① 学校教育の充実

家庭環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもたちが学ぶ意欲を高め、将来の夢と希望が持てるよう、学校教育の充実を図ります。

② 学校をプラットフォームにした環境整備

子どもにとって最も身近である学校を、貧困の連鎖を断ち切るための「気づきの場」として位置づけ、相談体制や関係機関との連携を含めた学びの環境整備、居場所の確保を図り、総合的な子どもの貧困対策を進めていきます。

③ 学びを支える就学支援の推進

就学援助、奨学金制度等により、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取組を推進します。

（３）子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、子ども育成会活動や世代間交流事業等を通じて、様々な体験や交流の場を提供し、学びの意欲向上を図ります。

また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。

① 地域活動の推進

保護者用アンケート調査結果から、困窮世帯・ひとり親世帯で、子どもを自治会や子ども育成会にあまり参加させたくないと回答した割合が、困窮世帯で24.2%、ひとり親世帯で26.6%と全体の割合（15.5%）と比べて高くなっています。

困窮世帯・ひとり親世帯が地域から孤立しないように、地域活動・行事の周知方法の工夫、行事内容の見直し、地域活動の重要性の啓発を行い、より多くの子どもの参加を促進します。また、子ども育成会活動や世代間交流事業、地域運営協議会事業等を通じて、様々な体験や交流の場を提供するとともに、子どもたちと地域の関わりを深め、支援が必要な子どもの早期発見へとつなげます。

② 地域による学習支援

保護者用アンケート調査結果から、困窮世帯・ひとり親世帯で、「子どもが塾や習い事はしていない」と回答した割合が、困窮世帯で46.1%、ひとり親世帯で46.7%と全体の割合（37.9%）と比べて高くなっています。また、子どもが塾や習い事をしていない理由として、「経済的に余裕がないから」と回答した割合が、困窮世帯で61.7%、ひとり親世帯で75.0%と全体の割合（47.5%）と比べて非常に高くなっています。

経済的な理由により、子どもの学習機会や社会的経験の機会が損なわれることがないよう、多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

また、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援などを行う生活困窮者自立支援制度の「生活困窮世帯の子どもの学習支援」を推進します。

特に、様々なアンケート・ヒアリング調査で必要性の高い事業として意見の多かった元教員等のボランティアによる「学習支援事業」については、今後、対象者や実施場所・実施回数など本市の実情に応じて実施を検討します。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て施策・教育・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、これまで以上に相互に連携し、横断的に取り組んでいく必要があります。また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

2 計画の進行管理

子どもの貧困対策推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、今後設置を予定している（仮称）「えびの市子どもの貧困対策推進協議会」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化も捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に行っていきます。

資料編

1 「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の設定

保護者用アンケート調査での「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の水準について、次の基準に基づいて設定しています。

(1) 宮崎県の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の算出方法

山形大学、戸室健作氏の論文「都道府県の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」の中で、2012年「被保護者調査」を基に、宮崎県における世帯人員別の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」が算出されています。算出方法は次のとおりです。

世帯人員数	保護決定額合計	世帯数	※経済的に困窮していると思われる世帯収入 (保護決定額合計/世帯数) × 12 か月
2 人	261,846,632 円	1,931 世帯	1,013,272 円
3 人	101,844,409 円	508 世帯	1,627,219 円
4 人	52,480,854 円	210 世帯	2,405,773 円
5 人	56,085,617 円	181 世帯	2,998,906 円

※算出例) 2人世帯の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」

$$261,846,632 \text{ 円} \div 1,931 \text{ 世帯} \times 12 \text{ か月} = 1,013,272 \text{ 円}$$

(2) 本市の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の算出方法

『(1) 宮崎県の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」の算出方法』に基づき、本市が該当する生活保護における級地(宮崎県 3級地-2)における2014年「被保護調査」の調査結果から得られた世帯収入を、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯収入」として設定しています。

世帯人員数	保護決定額合計	世帯数	経済的に困窮していると思われる世帯収入 (保護決定額合計/世帯数) × 12 か月
2 人	1,902,248,290 円	15,651 世帯	1,458,500 円
3 人	704,105,532 円	3,931 世帯	2,149,394 円
4 人	370,302,585 円	1,642 世帯	2,706,231 円
5 人	177,788,653 円	679 世帯	3,142,068 円
6 人以上	163,387,477 円	501 世帯	3,913,473 円